

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

1 日時

平成28年11月9日（水曜日）

午前10時1分開会、午後4時50分散会

（うち休憩 午前11時44分～午後1時2分、午後2時46分～午後3時36分、
午後4時48分～午後4時50分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

柳原担当書記、竹花担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

菊池商工労働観光部長、新屋副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、
戸舘ものづくり自動車産業振興室長、鈴木商工企画室企画課長、
高橋経営支援課総括課長、押切産業経済交流課総括課長、高橋地域産業課長、
平井観光課総括課長、高橋雇用対策課長、工藤労働課長、
高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長、瀬川自動車産業振興課長

(2) 教育委員会

高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、菊池教育次長兼教育企画室長、
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、佐々木教育企画室特命参事兼予算財務課長、
佐々木学校施設課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、
菊池首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野参事兼教職員課総括課長、
荒川首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
小田島首席経営指導主事兼県立学校人事課長

7 一般傍聴者

4名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第6号 平成28年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第26号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

ウ 議案第27号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。高橋教育長から新任の方を御紹介願います。

○高橋教育長 9月16日付の人事異動で教育委員会事務局に新たに転入した職員を御紹介申し上げます。教育企画室特命参事兼予算財務課長の佐々木亨です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋但馬委員長 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費のうち商工労働観光部関係、第2条第2表債務負行為補正中、1追加中3及び4、及び議案第6号平成28年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○新屋副部長兼商工企画室長 補正予算案の説明に先立ちまして、今回の台風第10号災害に係る商工労働観光部関係の被害の状況について御報告いたします。

お手元にお配りしております資料をごらんいただきたいと思います。平成28年11月7日現在で取りまとめた商工関係・観光施設等の被害状況は、総額で242億8,939万円となっており、このうち商工業者については、浸水による建物や機械設備、商品水没の被害など1,874件、236億6,695万円。観光施設については、遊歩道の流出や展望台の損失など35件、1億

9,744万円となっており、商工業者と観光施設を合わせた被害は1,909件、238億6,439万円に上っております。このほか、県立宮古高等技術専門校も被災しており、その被害額は4億2,500万円となっております。

また、御案内のとおり、今回の災害により特に宮古市、久慈市及び岩泉町が甚大な被害を受けたところであり、この2市1町の商工業者と観光施設を合わせた被害は、1,795件、237億4,200万円に上り、被害額で全体の約99.5%を占める状況となっております。こうした状況を踏まえ、この後補正予算として御説明申し上げる内容を含め、商工労働観光部として被災地におけるなりわいの再生に全力で取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、台風第10号災害に係る商工労働観光部関係の被害状況について説明を終わります。

続きまして、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は第5款労働費の8億6,176万円、5ページの第7款商工費の32億1,418万6,000円、次に6ページに参りまして、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費のうち3億8,729万1,000円、合わせて44億6,323万7,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いします。

それでは、41ページをお開き願います。第5款労働費、第1項労政費、第4目雇用促進費の説明欄二つ目のいわてしごと人材創生事業費は、首都圏在住の本県出身学生等のU・Iターンの促進を図るため、インターンシップ実施の支援や情報発信に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次のいわて働き方改革等推進事業費は、企業等における仕事と生活の調和に向けた働き方の見直しを推進するため、働き方改革アドバイザーの養成及び派遣等に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次の地域活性化雇用創造プロジェクト事業費は、産業施策と一体となった安定的な雇用機会の創出を図るため、協議会の設置、プロジェクトリーダーの配置等の事業運営体制の整備や、事業主が商談会出展等により事業拡大する取り組みの支援等を行おうとするものであります。

次の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、事業復興型雇用創出事業の国の交付額確定に伴う基金への積み増しと、平成27年度の事業費確定に伴う不要額の基金への積み戻しを行おうとするものであります。

飛びまして、52ページをお開き願います。第7款商工費、第1項商工業費、第1目商工業総務費のいわて銀河プラザ管理運営費は、東京都に設置しているアンテナショップ、いわて銀河プラザの経年劣化に伴う冷蔵設備等の改修工事を行おうとするものであります。

次に、第2目中小企業振興費の説明欄一つ目の中小企業災害復旧資金貸付金は、台風第

10号により被災した中小企業者に対して復旧等に必要な資金を融資するため、金融機関に貸付原資の一部を預託しようとするものであります。

次の中小企業災害復旧資金保証料補給補助は、中小企業災害復旧資金を借り入れた者に対して融資に係る保証料全額を補給して負担を軽減するため、岩手県信用保証協会に補助しようとするものであります。

次のものづくり革新推進事業費補助は、地方独立行政法人岩手県工業技術センターに設置している次世代ものづくりラボの機能強化を図るため、同センターの設備導入に要する経費への補助について所要額を補正しようとするものであります。

次の地域なりわい再生緊急対策交付金は、台風第10号により甚大な被害を受けた宮古市、久慈市及び岩泉町のなりわいを早期に再生させるため、被災した事業者、商店街等の復旧に要する経費や観光物産PRイベント等に要する経費等について3市町へ交付しようとするものであります。

次の商工指導団体機能強化緊急支援事業費補助は、宮古市、久慈市及び岩泉町における商工業者の早期事業再開の支援のため、商工会議所等が行う相談対応及び経営指導等に要する経費について補助しようとするものであります。

次の中小企業振興資金特別会計繰出金は、平成27年度から平成28年度への繰越額の確定に伴う特別会計の財源調整により減額補正を行うものであります。

次に、53ページに参りまして、第2項観光費、第1目観光総務費のいわてインバウンド新時代戦略事業費は、外国人観光客の増加を図るため、東北各県と連携し、東北の冬の魅力や沿岸地域のさまざまな観光コンテンツを生かした情報発信等、戦略的、効果的なプロモーションの実施等に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次に、飛びまして72ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費、第2目庁舎等災害復旧費のうち、当部所管の公共職業能力開発施設災害復旧事業費は、台風第10号による浸水の被害を受けた県立宮古高等技術専門学校について施設の復旧工事や訓練で必要となる備品等の修繕または購入等を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正、1追加のうち、当部関係は事項欄の3及び4であります。いずれも台風第10号災害に伴う中小企業災害復旧資金に関するものであり、3は損失補償、4は保証料補給について、それぞれ期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）の25ページをお開き願います。議案第6号平成28年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,294万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億9,224万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。114

ページをお開き願います。114ページは歳入、115ページは歳出の表であります。補正予算額と計欄の額につきましては、ただいま申し上げましたとおりの額であり、その補正内容につきまして、次の116ページから御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

117ページの第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金につきましても、前年度からの繰越金の確定に伴い減額しようとするものであります。

次に、118ページに参りまして、第3款諸収入、第1項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入は、前年度からの繰越金の確定に伴い償還元金を減額しようとするものであります。

119ページの第3項雑入、第1目雑入は、前年度からの繰越金の確定に伴い増額しようとするものであります。

120ページに参りまして、歳出であります。第1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、第1項貸付費、第1目設備資金貸付費及び第2目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定等に伴い償還金を増額し、一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。

第3目高度化資金貸付費は、延滞違約金収入の発生に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する償還元金を増額しようとするものであります。

121ページの第2項貸付事務費、第1目貸付事務費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振り替えするとともに、債権回収のための事務費を増額しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○樋下正信委員 先ほど東京のいわて銀河プラザの修繕費の説明があつたのですけれども、私は先週いわて銀河プラザへ行ってきましたら、所長が黄金のユニフォームを着て、一生懸命店内で働いており、応対していただいたのですけれども、一つは、売り上げがどのように推移しているかということをお聞きしたいと思います。場所的にはすごくいいところだと思うのですけれども、店内が狭くないかと感じました。例えば岩手のパンを売ったり、そばを売ったり、年間を通じていろんなイベントなどもやっているという話もしておりましたけれども、そういうイベントをするときには場所が狭いというような話もされておりました。移転というようなことも考えているのかどうかも含めて、今後のあり方についてお聞きできればと思います。

○高橋地域産業課長 ただいま御質問のありましたいわて銀河プラザの売り上げの推移、それからスペースの件についてでございます。

まず、売り上げについてでございますけれども、去年は割引販売ということがございま

して、過去最高の売り上げを得たところでございます。ここ数年の売り上げの状況でございますけれども、ここ3カ年の動きで申し上げますと、平成25年度につきましては6億5,700万円余、平成26年度につきましては5億5,600万円余、平成27年度につきましては9億2,500万円余ということで、大分3割引き販売の効果もございまして、昨年度は大変多くのお客様が来られたという状況でございます。

昨年度はこのような好調な売り上げでございましたけれども、今年度につきましては4月から9月時点までの数字でございますけれども、2億4,900万円余ということで、昨年度同期と比較しますと、32%減少しています。昨年度大きな売り上げがあったという状況がございまして、今年度は減少しておりますけれども、前々年度比では2.6%減ということで、昨年度の割引販売の前の年に比べるとほぼ同じような傾向で推移しております。

それから、委員御指摘のとおり、いわて銀河プラザは歌舞伎座向かいの非常にいい場所にございまして、お客様も多く大変にぎわっている場所でございます。イベントスペースにつきましては、入ってすぐのところであり、各市町村とか事業者様がお見えになりまして、首都圏のほうでさまざまなイベントとかを開催している状況でございます。御指摘のとおりスペースが非常に限られておりまして、店内でもお客様でにぎわいますと大変混雑するスペースでございます。

今年度はインバウンド対策ということで、実はPOSレジのほうも準備を進めたりとか、あとタブレットで案内をしたり、限られたスペースの中でもPOSレジを手前のほうに置くとか、イートインコーナーや入り口のところのペレットストーブとか展示しているスペースを少し整理しながら、限られた空間を有効的に、商品をうまく見せられる格好で、今いろいろ工夫している最中ございまして、ますます利用しやすいような店舗運営に努めていきたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 私からは、一つはいわて働き方改革等推進事業費の中の働き方改革のアドバイザーの養成というのがありますけれども、それはどういった形で取り組むということを考えていらっしゃるのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

もう一つ、いわてインバウンド新時代戦略事業費ということで補正予算額2,500万円余ですが、この内容をお示しいただきたいと思います。

それから、三つ目で、県立宮古高等技術専門校の被害額が4億2,500万円で、今回の補正予算額が3億8,000万円余ということですが、これは一部なのか、これで大体全てそろうのかどうかという部分をお聞きしたいと思います。

○**工藤労働課長** 働き方改革推進運動に関する働き方改革アドバイザーの養成についてでございますけれども、今年度の6月からいわて働き方改革推進運動ということで多くの企業に参加していただいて、女性の活躍推進等や労働条件の向上を含めて、長時間労働の是正などの働き方改革に取り組みましようという運動を展開しております。

その上で、いざ取り組みたいのだけれども、具体的にどう取り組んだらいいのかというような相談につきましては、岩手労働局に配置されている3名ほどの相談員が対応してい

るのですけれども、それをさらに県としても強化すると。ただ、やりましょう、取り組みましょうと言うだけではなくて、具体的にもっとこのように取り組みましょうというようなことや、あるいは積極的にアドバイスをするというような体制を強化、整備したいということで、このアドバイザーをまず養成するというものです。

そして、大きく二つ考えていまして、一つには、実際に取り組もうという企業の中にアドバイザーが養成されればと考えております。その方に企業の中で、うちの会社はこのように取り組むのがいいですよというのをアドバイザーとして取り組んでいただく。企業の中のアドバイザーです。もう一つは、外部といいますか、主に社会保険労務士とかを想定していますけれども、そういった方がほかの企業にアドバイスするというものです。両面でアドバイザーを養成して、企業の中での取り組み、それから例えば盛岡市とか沿岸地域とか、それぞれの地域で取り組もうという企業にアドバイスするための外部のアドバイザーという、両方に対応できるようなアドバイザーを養成して派遣するという事業を予定しているものでございます。

○平井観光課総括課長 いわてインバウンド新時代戦略事業費の補正内容でございますけれども、この事業につきましては、ことし、国のほうで設定されました東北観光復興対策交付金を活用して行う事業で、6月補正予算におきましても補正しているものでございます。

今回の増額の主な内容でございますけれども、二つの事業に今回着手しているところでございまして、これは東北観光復興対策交付金の趣旨にもあります東北全体のブランドイメージをアップさせるという目的がございまして、まず一つ目は、これから冬に向けて、冬の東北を外国に売っていこうということで、冬の東北とスノーコンテンツ等発信事業として東北6県が連携いたしまして、スキー場や冬の東北の祭りといった観光資源を調査して掘り起こします。そういうものをつなぎ合わせて、テーマごとに整理いたしまして、これをインバウンド向けに発信していくというものです。発信しながら、また招請等をいたしまして、海外のお客様を雪の東北にお招きしながら商品造成を図っていくという事業でございます。

それから、二つ目は、三陸観光プラットフォーム形成事業費、これは被災地中心に東北の太平洋沿岸の4県、青森県、岩手県、宮城県、福島県の連携事業で、これもインバウンド向けでございます。これは、広域的な震災語り部ガイドの育成、みちのく潮風トレイルなどのコンテンツを海外に売るようなモニターツアーの実施。それから、沿岸のほうに向かうにはどうしても二次交通の問題がございまして、二次交通の情報の提供とか、受け入れ体制の充実。こういうものを連携して行っていこうという事業でございまして、この2本が主な事業でございます。

○工藤労働課長 先ほどもう一つ御質問いただきました、県立宮古高等技術専門校の被害額と補正予算額の関係でございますけれども、被害額につきましては、被害を受け損傷しました施設とか設備、教材とかも含めて、それを純粋に積み上げた金額が4億2,500万円と

ということです。そのうち復旧に必要なもの、例えば教材車とかにつきましても、一部ほかの学校から流用といいますか、何台か二戸校からとか、千厩校からとかというように回して、最小限このくらい必要だということなどを積み上げました金額がこの予算額ということでございます。

○ハクセル美穂子委員 働き方改革のアドバイザーに関しては、例えばいわて働き方改革アワードで表彰された企業の中でアドバイザーを養成していくような感じなのか。具体的に社会保険労務士とか、株式会社ワーク・ライフバランスの方が講師にいらっしやって、いわて働き方改革アワードのほうでも講演されていましたが、あの考え方をきちんと徹底して、経営戦略のためのワーク・ライフ・バランスなのだということをしっかりと経営者層の方に言える方を養成しないと、何となく意味がなく終わってしまう可能性もないわけではないというのもあるので、その辺をぜひ、あの趣旨が曲がらないような形で進めていただけたらと思っています。

あと、次のいわてインバウンド新時代戦略事業費のほうなのですが、東北6県で行うものと、4県で行うもの、二つの事業をやられるということですが、モニターツアーは例えばどこの国を対象とするとか、そういったのはもうお決まりなのでしょうか。

○平井観光課総括課長 具体的にはまだ国は選定しておりませんが、東北で一番多いのはアジアからとなりますので、アジアからのモニターツアーというものを想定しております。

○ハクセル美穂子委員 今までも多分こういったプロモーションというのはいろいろと行われてきていると思います。日本国内向けのもの、それから今はインバウンドということで、モニターツアーも効果的だと思うのですが、実は最近、私の主人の友人の外国人が、おととい全日空の仕事で来ました。旅行雑誌のライターなのですが、全日空はシカゴと羽田線のところに力を入れたいということで、わざわざアメリカのほうの旅行雑誌のライターを5人ぐらい、全部実費で連れてきて、そこでどれだけすごいいい路線で、こういうことができるのだというのを書いてもらうというやり方でプロモーションをしています。それは結構、インドネシアとかそういうところでもやられているようなやり方です。彼が持ってきた雑誌があるのですが、ロンリープラネットという個人旅行客がよく使う雑誌で、その英語バージョンの日本のガイドの中を見せてもらったら、全国の地図があるのです。京都には何があるよとか書いてあるのですけれども、東北に一つも見べきトピックというのがないのです。実は、15年前に私も持っていたのを見たときは、その当時は東北新幹線のラインがなかった。今はあるのですけれども、ただここに行くべきだというような、最初のページのところに注釈がない。改めてそれを見せてもらって私は、そこからやっていかなければならないのだと感じたのです。海外の雑誌とかブログ、ブロガーの人が来るよりは今アプリとかがたくさんありますので、そこにどのように組み入れていってもらいかというのを東北6県、それから4県で一生懸命いろいろアイデアを出してやっていただけたらと思っています。

彼も言っていましたけれども、やっぱり自然が魅力なのだと。沿岸のみちのく潮風トレイルはポテンシャルがあるものだと思います。二次交通は雑誌の中に結構細かく書いているのですが、この辺もちゃんと書いてもらえるようにしておけば、ロコミで来た人がきちんとバスに乗って沿岸まで行けるので、そういったところをしっかりと構築していただけたらと思っています。よろしくお願いします。

三つ目、私は台風第10号災害の後、たまたま県立宮古高等技術専門校に行きまして、被害状況をちょっと見させていただきました。1階が1メートル70センチぐらい、全部だめになってしまっていて、それでちゃんと予算も出しているのありがたいと思っていましたけれども、あのエリアは水が学校のほうに全部行ってしまったのだという話を聞きました。今後、同じようなことがないことを願っているのですが、水をどのようにはけるのかとか、そういったものの対策については考えていらっしゃるでしょうか。もう一回同じような災害があれば、堤防が決壊して、その水が全部流れていくエリアとなるはずなので、その辺のところの防災計画は学校として何か考えていらっしゃるのかどうか。そこだけあと1点お願いします。

○高橋雇用対策・労働室長 今委員からお話のあった部分ですが、地理的に低い場所と川が2本ありまして、支流のほうの川が氾濫して、地域の住家もみんな被害に遭いまして、救護施設の松山荘というのもあるのですが、同じような状況です。ですから、広域的な範囲での対策が必要だということ、これは学校で何かできるものではないかなとは考えておりましたが、学校としては今回の台風災害への対応として、今ある事務室を2階に移設するとか、あと一番長く休校状態を余儀なくされたというのは電源の関係がございました。大きい訓練用の設備があり、そういう変電施設みたいなものが水につかったということがありますので、浸水しないような対応をするというような工事も含めて今回措置していきたいと考えています。

○斉藤信委員 最初に、いわてしごと人材創生事業費は2,500万円余が予算化されていますけれども、首都圏在住の本県出身者学生のU・Iターンの促進を図るためのインターンシップの実施の支援や情報発信ということで、補正後の予算額は7,640万円余になります。これはこれでいいのですけれども、県内の大学、専門学校などに県内就職をもっと勧める。総額の中には県内のインターンシップも含まれていると思うけれども、この間の実績はどうなっていますか。

○高橋雇用対策課長 本県のインターンシップの状況でございますが、岩手大学を中心としたCOC+、ふるさといわて創造プロジェクト、あとは県立大学を中心とした東北インターンシップ推進コミュニティでそれぞれ取り組んでおりまして、県内では県内学生を中心にインターンシップは進んでいるのですが、県立大学、盛岡大学、岩手大学の参加学生数を見ますと、平成27年度は268人となっています。なお、平成25年度は252人、平成26年度は275人となっております。また、受け入れ参加事業所数も年々増加傾向にございまして、平成25年度は94社、平成27年度は130社となっております。

○**齊藤信委員** 県内の中小企業は人材不足がかなり深刻なので、U・Iターンとあわせて県内でのこうしたインターンシップを進めていただきたい。

次に、いわて働き方改革等推進事業費について、働き方改革のアドバイザーの養成及び派遣ということなのですけれども、私は今岩手の働き方改革といったら、ブラック企業とかブラックバイトをまずなくすことが、まさに緊急課題ではないのかと。先日、岩手県高等学校定時制通信制教育協会が、定時制、通信制の高校生を対象とするアルバイトに関する意識等調査の結果を発表しました。これは新聞報道にもなりましたが、かなり深刻な実態です。例えば労働条件を示した書面を交付されていない生徒が51.9%、働く前に口頭ですら具体的説明がなかったものが17.8%、コンビニエンスストアでは50%以上が口頭で知らされたということです。労働条件を文書で提示されていないケースが多いことは、労働基準法第15条に違反し、極めて不安定な労働環境であると。さらに、アルバイト代の金額が明示されなかったものが39.4%、支払い日が明示されなかったものが37.9%。本当にブラックなのです。そして、アルバイトによって勉強に支障が出た経験がありますかという質問には、登校できなくなったが6人、疲れて勉強も大変だったが5人、勉強する時間がないが5人、テストに影響したが4人。いわば働きながら学ぶという、学ぶ権利が侵害されるような異常な事態。まさにブラックバイトですよ。ブラック企業というのはもっとすごいと思うけれども、こういう調査結果が出たわけだから、県としてもこういうブラックバイト、ブラック企業の問題に真剣に取り組む必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○**工藤労働課長** 委員御指摘のとおり、先般、岩手県高等学校定時制通信制教育協会が定時制、通信制の高校生を対象に実施した調査によると、多くの労働条件のトラブルがあったという回答があったことにつきまして、新聞報道でも把握しておりますが、教育委員会からも情報共有ということで情報を受けているところでございます。

委員のおっしゃるとおり、いわゆるブラック企業ですとか、ブラックバイトにつきましては、全国的にといいますか、国としても、もちろん県としましても重大な課題と認識しております。働き方改革を推進する前提として労働条件の確保があるというようにもちろん認識しているところでございまして、国ではそういった過重労働の対策等のために平成26年ごろから厚生労働大臣を本部長とする推進本部を設置するとか、各労働局にも推進本部を設置し、今年度からは、岩手労働局を含め地方労働局にも過重労働特別監督監理官を配置するなど、監督、指導の徹底を強化しているところでございます。

そして、アルバイトにつきましても、厚生労働省でも先般調査を行いまして、やはりそういった問題があったということで、それも受けての今般の岩手県高等学校定時制通信制教育協会での調査とも聞いております。県では、アルバイトの労働条件の確保等につきましても、就業支援員が事業所や学校を訪問して労働相談に対応しておりますし、あるいは労働委員会が大学、専門学校等において出前講座をしているところでございます。もちろん国の労働局が中心になり、そういった相談の対応に応じていくものでございますが、県

としても必要に応じ、労働局と連携して対応しているところでございます。

また、このようなトラブルにつきましては、労使双方において労働関係法令の知識が不足しているということが根底にあると考えておりますので、県としましてはその一つとして働くルールガイドブックというのを作成しまして、学生に配付するなどしております。こちらが働くルールガイドブックでございまして、高校生については管内の高校3年生を中心に配付しておりますし、大学生は全員に配付しております。そういった皆さんにつきましてはアルバイトをする機会が多いと考えまして、高校3年生、大学生全員に配付されるように、基本的には2年に1回はつくって配付するなど、教育委員会とも連携しながら労働教育に努めているところでございます。

ただ、先ほど高校生は3年生を中心に配布しているとお話ししました。卒業して大学に進んだり就職もあるため必要ということで3年生と考えましたが、今回の調査結果も踏まえまして、特に定時制高校等につきましては1年生、2年生も含めて全員に配付することにしたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 この調査の、あなたは労働条件などに関して困ったことがあった場合どうしますかという質問で、一番多いのは家族に相談というのが31.4%、知人、友人が第2位で24.2%、高校の先生というのは7.6%なのです。そして、行政機関の専門相談窓口にご相談したのが5.7%。だから、本当に身近な先生とか、一番頼りになる行政機関への相談が一番少ないのです。そして、何が必要かという、学校教育の場で学ぶ機会を設ける必要を感じると、このようになっていますよ。だから、これをつくられているのはいいのだけれども、配るだけではだめですよ。きちんと高校の場で説明され、学習もするということが必要なのではないかと。

もう一つ、アルバイトについてもきちんと触れてほしい。一般的な就労だけではなくて、アルバイトにも同じ労働の権利が保障されているのです。有給休暇もある、超過勤務手当ももらえる。そういうことで、このガイドブックを充実させるか、特に定時制高校等については、アルバイトにかかわるそういうパンフレットなり、リーフレットなりを作成するというのが今回のこういう事態からは求められるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○工藤労働課長 アルバイトについても記述を加える等につきましては、先ほど一例ということで申し上げましたので、漏れましたが、アルバイトの労働条件の確保のキャンペーンを毎年行っております。そこで国がアルバイトももちろん労働条件の確保が必要ですよと、確認しましょうというような、これよりも薄い冊子といいますか、資料をつくっておきまして、それを活用して、アルバイトにつきましても周知徹底を図っているところでございます。ただ、それが十分に周知なり、行き渡っていないということもあるのかもしれないので、そういったパンフレットの周知ですとか、あるいはこの働くルールガイドブックを今後作成する際には、そういったことも読み取れるということも含めて、周知徹底について取り組んでまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 改めて、繰り返しますけれども、労働条件を示した書面が交付されていないというのは50.9%、半分以上なのです。本当に異常な事態が当たり前になっているということです。さっき私は説明の仕方を間違ったので訂正しますが、賃金に関する事項について明示されていた割合というのは40%でした。明示されていないのが6割ということです。これは、とんでもない話ですよ。実態がそういうことなので、こうした事態について一人一人の高校生が行政機関に訴えるというのは勇気も必要で、そしてハードルも高いのだと思うのです。だから、学校や県の機関が一緒になって労働基準監督署に訴えるとか、協議するとか、そういう形で取り組む体制をしっかりと確立していただきたい。いかがですか。

○**工藤労働課長** 国、県等への相談ということにつきましては、岩手労働局によりますと、労働者からの相談のうち、パート、アルバイトについてとっている統計でございますけれども、相談件数は、平成27年度417件、平成26年度は413件、今年度上半期で193件となっております。労働局はもちろん、県としましても、まだまだそういった周知といいますか、困ったときには労働局とか公的機関に相談する方法がありますよということの周知はもっと徹底を図るべきと考えますので、さらに岩手労働局と連携するなどしながら、周知徹底を図っていきたいと考えます。

○**斉藤信委員** ちょっと温度差を感じるのだけれども、5割、6割が労働条件を提示されていない、賃金が明示されていない、要はそういう状況なのです。そして、では高校生一人一人が行政機関に訴えられるかということ、これはハードルが高いでしょう。これだけ問題になっているのだったら、高校や県の雇用対策・労働室が窓口になって、一緒になってやるべきだという提案をしたので、個々の事件というよりは極めて深刻な事態と受けとめてやっていただきたい。部長、いかがですか。

○**菊池商工労働観光部長** 委員御指摘の現状というのは、全く社会問題と捉えるほど深刻な問題であるということは十分認識しております。県としてできる限りのことをしていくということと、特に労働局としっかり連携して、困ることがないように、つらい思いのないような状況をつくっていかねばならないと。働き方の面でもそうですし、一方では産業経済の部分でも、そういう状況に持っていくようにしていかなければならないという認識がございますので、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

○**斉藤信委員** それでは、台風関連の今回の補正予算の目玉と言ってもいい事業についてお聞きします。地域なりわい再生緊急対策交付金10億9,500万円が計上されました。上限2,000万円の直接補助などもメニューに加わっております。しかし、企業によっては、一つで1,000万円を超えるような設備、機械が被害を受けた、数千万円、億を超えるという被害の中小企業もありますが、本会議では、それぞれの市町が実態に合わせて柔軟に活用できるという答弁もありました。県の考え方として、例えば卸小売業は上限200万円とか言われていますけれども、被害の大きいところにはどういう対応をするのか。そして、下限がないということですから、100万円以下の被害にも対応するという答弁がありましたので、そ

うした今回の交付金の具体的な考え方、メニューを示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 この交付金制度のメニューですけれども、基本的には平成23年の東日本大震災津波のときにも県と市町村で4分の1ずつ出して、事業者の修繕、復旧の支援をするという県単補助金制度があったわけですが、まずこの枠組みを基本にしています。もう一つ、実はその時点では大企業等の被災も想定して、中小企業に限らず大規模な被災を受けた大企業でも補助するというメニューも用意はしましたが、それについては結局グループ補助金等もありましたので、大規模被害については、メニューはあったものの使われることがなかったということで、県単の補助制度としては、グループ事業に参加しない事業者で2分の1補助というのが使われてきたところです。今回はその部分と、それから平成25年の繋地区の観光施設に対する補助金というか、それは交付金制度でやったわけですが、これをベースにしております。

ただ、委員からもお話あったとおり、この交付金メニューを設定していく中で、3市町ともいろいろ協議したところでは、商店街が広く面的に浸水したところでは、冷蔵庫1台とかだと100万円までいかないけども、実は大事な機械ですといったところもあるので、そういったところも対象にして、震災と台風とで二重に被災したような事業者を支援したいというようなこともありましたし、サービス業でも実際設備を非常に使っていて、製造業と実質的には変わりがないといったようなところも伺っています。それで、卸小売業に100万円、それから全体としての上限2,000万円というのは、我々の交付金の規模を積算する上で目安となる額が必要でしたので、平成23年度のメニューとして卸小売業、サービス業は上限200万円、それからその他は上限2,000万円ということと、今回の被害の件数等を勘案して積算したということですので、まずメニューとしての目安ということで考えています。ですので、実際には市町によって、一部の事業者とはいえ、やっぱり復旧に200万円、400万円を超えるというところもありますので、そこについては市町の交付金の範囲の中で全体を見ながら対応していただければと思っています。市町のほうからもいろいろ、上限を機械的に設定するのは難しいという話をされていますので、そのように考えております。

それともう一つは、大規模に被災した部分につきましても、積算上、我々は2,000万円というのが東日本大震災のときの上限ですので、これで考えているのですが、先ほど申し上げたそれよりも大きな被災のメニューというのは、実は10分の1補助ではあるのですが、上限5,000万円という事業も設定をしておりました。ですので、2,000万円を超える部分でも補助率をどうするかというのは、市町の全体の交付金の枠組みでもあるのですが、そこを超える部分についても地域の雇用を守るために必要だといったような判断があれば、そこは実情に応じた対応をしていただけるようにメニューの設定を考えております。そこを今後、予算成立いただいた上で、具体的な交付の要綱等、市町とまた相談しながら対応していきたいと考えております。

○斉藤信委員 わかりました。かなり柔軟で、東日本大震災津波のときの県の独自の支援策と同等、もしくはさらに使いやすい制度になっているのではないかと、その点は高く評

働きたいと思います。

それで、今回、先ほど冒頭に説明があったように、商工業者の被害は1,874件、236億円余、観光施設が35件で1億9,744万円と、合わせて1,909件なのです。10億9,500万円というのは、小さくない額だけれども、被害の規模から見て十分に対応できる額なのか。今回補正予算を組むに当たって、どれだけの活用件数を想定したのか。不足になれば、次の12月議会で補正対応を考えているのかも示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 全体の被害の総額につきましては、例えば在庫の商品が水をかぶったとかということや、建物の床下に浸水したといったような場合、そういった部分で水が引いて何がしかの修繕をすればもとに戻せるのだけれどもといった部分もあるのですけれども、機械設備でも、入れかえしなければならぬ、あるいは修繕で対応できるかもしれない、この部分も実際に機械メーカーの方が来て点検とかして実際に見ていかないとわからないという部分もあります。県で積み上げているこの事業というのは、そういう修繕ですとか機械の入れかえといった設備、建物の分を見ており、商品在庫等の分までは見ていないので、どうしてもそこにはギャップがあります。ただ、積み上げるときには、3市町の被害件数と、それから東日本大震災津波等の県単補助制度で実際に使われた額、これを目安にして積み上げておりますので、被害に応じた部分には何とかなっていくのではないかと思いますけれども、市町のほうでも実際に事業者から申し込みを受けてみないと、修繕で済むのか、入れかえで済むのかという部分の幅がわからない部分があるという話をしており、これからの部分もあります。

加えて、今般国のほうで小規模事業者持続化補助金ということで、100万円の上限にはなるのですけれども、商業者が客をもう一回取り戻すために設備とか販促活動をしたいといった部分の台風枠ということで設定されましたので、こちらを活用していただいて、それで対応できない分をこちらでということも可能ですので、そうした場合には交付金事業から国のほうに乗り換える分というものもあると思いますので、そういった状況も見ながら進めていきたいと考えます。

○斉藤信委員 今出された小規模事業者持続化補助金、これは本会議でもそういうのが国の制度としてあるという話がありました。これは、今回の交付金と併用できるものなのか。そして、これは県の補正予算には反映されず、直接市町に行くというものなのか。

○高橋経営支援課総括課長 まず、小規模事業者持続化補助金との併用は可能です。同じ機械に二つの補助事業を入れるということはできませんけれども、一つの事業者がこういう設備は交付金事業でと、それに伴うPRですとか、あるいはそれを使うためにさらにとというようなものということでの使い分けは可能と考えております。どの補助事業も同じものに二つ入れるというのはできないのですけれども、事業者のほうで組み合わせは可能と考えています。

それから、この補助金自体は商工団体を通じて事業者に行きますので、県とか市町を通らない形の補助となっておりますので、県、市町の補正予算の対応はないということに

なります。

○**斉藤信委員** わかりました。小規模事業者持続化補助金は、要綱を見れば100万円が上限ということで小規模なのですけれども、補助対象経費の3分の2以内ですから、補助率が高いので、私は被害が比較的軽微の場合はこの活用を大いに推進する必要があるのではないかと思います。それと、日本共産党の高橋ちづ子衆議院議員が国会で取り上げたときには、革新的なものづくり・商業・サービス開発支援事業というのも活用できるという答弁がありました。これはどういうもので、どういう形で活用できるのか。

○**高橋経営支援課総括課長** いわゆるものづくり補助金なのですけれども、これは県等を通じないで、団体を通じて事業者に行く補助金です。もともと全国枠で、新しい生産性向上のための機械設備を入れるとか、そういった事業者を公募して、国のほうで事業計画を審査して採択するという事業ですけれども、国のほうではこういう災害があったということで、審査の際に加点するといいますか、そういうことで対応を図ると聞いておまして、そういう設備を入れる場合に3分の2の補助がありまして、メニューによるのですけれども、補助金額は最大で3,000万円ということになっています。そういうことで、新しい設備をこの機会に合わせてというのも変ですけれども、新しい取り組みを進める上で、この補助メニューも国のほうでは対応しているということで適用しているということです。

○**斉藤信委員** 国のこういう制度が県の今回の対策とあわせて最大限いろんな形で活用できるように、周知徹底を図っていただきたい。

最後の質問は、今回の台風第10号の災害は東日本大震災津波被災地での災害でありました。この間、グループ補助交付決定事業者、そして県単補助交付決定事業者がどのぐらいあって、そのうちどのぐらいが今回の台風災害で二重の被害を受けたのか。私は、被災地で二重、三重の被害という点で、やっぱり東日本大震災津波並みの対策が必要だと思います。かなり県も市も町も努力していると思うけれども、そういう点ではやっぱり国がもう一歩踏み込んで、熊本地震並みにグループ補助を何としても実現すべきだと思うけれども、その実態を含めて示していただきたい。

○**高橋経営支援課総括課長** 東日本大震災津波で被災して、グループ補助金あるいは県の復旧費補助金を利用した事業者で、今回重ねて被災した事業者の状況ですが、宮古市、久慈市、岩泉町の3市町で、グループ補助金で被災した事業者が151、県単補助金で被災した事業者が77、合わせて228社となっています。利用した方は合わせて488社ですので、半分ほど、半分まではいかないくらいで二重の被災をしているという状況にあります。

それから、今回のグループ補助金の適用については、県としても地元からの要望が非常に強いということもあって、国のほうに出向いて要望活動を行ったり、現地に調査に来たときにもそういった話を、県もしくは市町、商工団体のほうからも要望しているところですので、これについては引き続きそういった取り組みをするということで考えています。

○**斉藤信委員** 最後、正確に答弁していただければよかった。3市町のグループ補助金交付決定事業者は296で、そのうち151事業所が被災したと。県単補助金交付決定事業者は192

で、そのうち77事業所が被災したと、こういうことですね。

○高橋経営支援課総括課長 そのとおりです。

○斉藤信委員 商工文教委員会なのだから、正確にリアルにちゃんと教えてください。

いずれにしても東日本大震災津波並みの対策で、商工業の再建というのは、まさに地域経済の再建、そして東日本大震災津波の復興に直結する課題だと、こういう点で、本当に今示された制度の全面的な活用と、引き続く国の対応を強く求めていただきたい。質問を終わります。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○工藤誠委員 余り細かくなっていいので、若干いろんなことをお聞きしたいと思います。

まず一つは、前回の常任委員会でも働き方改革とかそういうことについての資料の説明をいただきました。それで、今議会でもいわゆる奨学金制度については何人かの議員が質問して、知事も商工労働観光部長も現在検討中であるというお話でございます。時期的に考えれば、いよいよ予算編成の時期にもなりますし、あと高校生とかはもう進学について、多分どこの大学を目指すとかというのは決めている時期だと思うのです。そういうことを考え合わせると、まだ検討中ということについてはいかがなものかと。どのレベルまでその検討されているのか、そのあたりを教えてくださいたいのですが。

○鈴木企画課長 奨学金の返還支援制度による大学生の地元定着の取り組みでございます。何度か答弁させていただいているところではございますが、本制度につきましては、奨学金返還の一部または全部を支援することによりまして、県外なり県内の大学生を地元に着させるということでございます。この制度設計に当たりましては、産業界と連携、調整が必要でございます。こういった意見交換を実施しております。

あわせて、この事業は、地域産業の成長の持続的発展に寄与する人材の確保ということが前提となるのが総務省スキームでございますので、こういった制度がいかに岩手において最大限に有効な仕組みになるかというのを意見交換しているとともに、委員御指摘

のように内部的にも実際にどういった分野、人数、業界、予算規模、そういったものを具体的に現在検討しているところでございます。何度も同じ答弁になって恐縮でございますが、いずれ企業、学生の皆様にとって有効な制度になりますように、また、早期に制度化できるように現在取り組んでいるところでございます。

○**工藤誠委員** いろいろ鋭意取り組んでいらっしゃるのわかるのだけれども、平成29年度に向けてやるのですか、やらないのですか。実際どうするのですか。

○**鈴木企画課長** 時期まで具体的に申し上げるのは御容赦いただきたいと思いますが、現在平成28年ですので、平成29年に向けましては、できるだけ早期に制度化できるように現在取り組んでいるところでございます。

○**工藤誠委員** では、よろしくお願ひしますと言うしかないと思うのですけれども、いずれしっかりと予算の裏づけをして、これだけ岩手で働きましょと盛り上げているのだから、やることは、ぱっぱとやりましょよ。いつまでも検討だ、検討だと、行政の言葉を聞き飽きているわけだから。一般県民の人たちは期待していますから、もう少し何かお答えをいただけるかと思ったけれども、知事も部長もその話ですから、担当者は答えられないですものね。わかりました、それ以上はお聞きしません。

それから、そのことにも関連するのですけれども、私は2月の定例会で一般質問させていただきました。そのときに、若い人たちがどういう企業を県内に求めているのかということについて、どういう手法でそういうニーズを把握されますかという質問をしました。前の部長は、アンケート調査も含めて引き続き研究してまいりますと、ニーズの把握ですね。その後どうでしょうか、そのニーズの把握についての具体的な手法は決まっていますか。そこをお願いします。

○**戸館ものづくり自動車産業振興室長** 特に県北地域を中心に県外流出が続いているということで、地元市町村ともいろいろ相談しながら、ニーズの把握に努めておりますけれども、まだ具体的にアンケートというようなことは今考えていませんので、実態の把握で申し上げますと、検討地域では高校生の県外就職率が50%を超えている、深刻な状況だと認識しています。特に二戸地域においては、県外に出ていった新規学卒者が2次産業に就職する割合が非常に高く、6割を超えているような実態にあるということも把握しております。地元でそういった企業が不足しているということも推察されるわけでありまして、その辺も踏まえながら取り組んでいきたいと考えています。

○**工藤誠委員** 戸館ものづくり自動車産業振興室長は県北のお生まれでありますし、私の地元のお隣の二戸市で副市長も務められたということで、十分県北地域の実情はわかっていらっしゃると思っております。そこで、二戸市に県がつくった工業団地があるわけですよ。かなりの年数がたっているのではないかと思うのですけれども、もし今手持ちの資料があれば、何年に幾らの事業費をかけて、どれぐらいの面積で建てたか、そして現在の企業誘致の充足率と言ったらいいか、完売したのかどうか。それについてお願いします。

○**戸館ものづくり自動車産業振興室長** 済みません。今、手元に何年にといいところがご

ざいませんで、少し調べる時間をいただければと思います。

○**工藤誠委員** いずれ県の認識としては100%充足している、企業が来て売れているという認識はありますか。

○**戸舘ものづくり自動車産業振興室長** 現状はまだ完売にはほど遠い状況にありますので、我々としては何とかこれらの完売に向けて、地元企業の増設なども含めて取り組んでいるところでございます。

○**工藤誠委員** 多分もう20年以上はたっているような気がするのですがけれども、いまだ半分いつているか、いつていないかぐらいではないかと思います。先ほど言ったとおり、若い人たちのニーズに合ったような企業の誘致も必要だし、起業の支援も必要だと思います。

それで、この前の一般質問では、高橋元議員から県北地域に航空宇宙産業を誘致してはどうかという非常に力強い御提言をいただきました。私も何と申していいかわからなかったのですがけれども、そのことは別としても、県北地域というとプロイラーだ、アパレルだという話にしかどうしてもならない。やっぱりものづくり関係の仕事ですね。商工文教委員会でも奥州市前沢区の株式会社島製作所とか、それから産業振興・雇用対策調査特別委員会でも山田町の株式会社エフビーという企業に視察に行きました。そこでは、授業料から何から出して、矢巾町にある県立産業技術短期大学校に若い方を1年間行って勉強させるということとか、岩手大学の大学院にも、全部お金を出して勉強させるというような人材育成も行っているということで、大変すばらしいと思い聞いてきました。そういう意味で、今ある産業は産業でいいですが、次のステップとして、どういう展開を描かれているのか。工業団地をつくっても半分も売れない、地元企業に促しても入ってこない。若い人たちに対してどういう産業が必要なのかというニーズもとっていない。それでは次の展開が出てこないではないですか。申しわけないのですが、戸舘室長がわかっているとおり、県北地域は盛岡市とか県南地域のほうと全く違いますから。もう少し角度を変えて、それからいろんな手法を持って進まない、企業誘致とか企業支援とかできませんよ。そのことの認識を戸舘室長に聞きます。

○**戸舘ものづくり自動車産業振興室長** 先ほどは大変失礼いたしました。二戸市の工業団地の現在の分譲率等の状況でありますけれども、工場用地面積は今8.9ヘクタールありまして、分譲済みが3.3ヘクタール、残りが5.6ヘクタールということで、分譲率は37.1%、非常に低い状況にとどまっておりますので、これは引き続き努力してまいりたいと考えております。

次のステップという話でありますけれども、これは高橋元議員の一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、県北地域への企業誘致が進まない原因はさまざま考えられるわけでありまして。企業が実際に進出してくる際には、交通アクセスですとか、上下水道の状況ですとか、通信網、そういった産業インフラに加えまして、取引先の企業がどこにあるか、近場にあるのかどうかということですか、あるいは関連産業がその地域に集積しているかどうかということ、あるいは人材の話もありましたけれども、人材が十分に確保

できるのかということ。かつては人件費が安いから来るのだという状況もあったやに聞いておりましたが、これは現在あってはならない話でありますので、そういったことが企業の進出に当たっての企業のほうの考えになってくると思いますので、こういった立地環境の向上に向けて地元市町村と相談しながら。次のステップということで新しい産業という話かもしれませんけれども、なかなか根っこのないところにどんな産業を持ってくるのかというのは難しさもありますので、まずは地元の特性というのでしょうか、強みを生かせるような産業を伸ばしていかなければならないと思いますので、引き続き1次産業の高付加価値化につながるような企業の誘致ですとか、あるいは増設、そういったことを中心に取り組みながら、新しい産業についても研究してまいりたいと考えております。

○**工藤誠委員** ものづくり自動車産業振興室、これをつくった経緯というのは、自動車産業もそうなのだけれども、ものづくり産業についても県内全域にそのような産業を浸透させようという趣旨もあったと思うのです。だから、自動車産業、大いに頑張ってください。関連産業を大いに誘致してください。それはそれで進めましょう。でも、そこだけではないということは実感されているでしょうから、やっぱりその地域、地域に合った対応を手早くやっていただきたい。ご存じのとおり、地元には工業高校もあるし、それから普通科の高校と、あと総合学科の高校もありますよ。農業も商業も、それから家政科、あと介護の関係とか、そういういろんな教育機関もありますから、やっぱりそういう部分を見据えてやっていただきたいと思っています。あとはいろいろありますけれども、いずれ一步一步進めていくしかないのだと思いますので、しっかり念頭に置いてください。それで進めてください。以上でございます。答弁は要りません。

○**千葉進委員** 私からは、二つです。

まず一つ目ですが、障がい者の雇用状況についてお伺いしたい。特にことしはオリンピックとかパラリンピック、あるいは岩手では希望郷いわて国体・希望郷いわて大会があって、障がい者に対する見方といいますか、いろんな面で彼らの活躍を見て、障がい者の雇用ということも考えてくれることを期待したいわけですが、そういう面で現時点での岩手県内の障がい者の雇用はどうなっているのか、あるいは法定雇用率等を満たしている部分はどうか、お伺いしたいと思います。

○**高橋雇用対策課長** 障がい者の雇用状況についてであります。岩手労働局が昨年11月下旬に発表しました調査結果によりますと、平成27年6月1日の県内企業での障がい者の実雇用率は1.99%、雇用者数は2,765.5人と、いずれも過去最高になっております。こちらの数字は全国16位、北海道・東北地区では1位となっております。

○**千葉進委員** 法定雇用率は2%ですよ。1.99%ということで、全県的には法定雇用率を満たしてはいないということかもしれませんけれども、それなりの努力はうかがえるということですが、何か特徴的な部分はありますか。

○**高橋雇用対策課長** 県の取り組みといたしましては、岩手労働局と連携いたしまして、事業主における障がい者雇用に係る理解を一層促進するため、また雇用の場を確保するた

めに、商工団体あるいは経営者団体に対しまして要請活動を行っております。そのほか、企業の障がい者雇用の促進を図るために、障がい者雇用優良事業所等知事表彰や優良事例の紹介などにも取り組んでいるところでございます。また、就職を希望する障がい者に対しまして、就職に必要な知識、技能の習得等を図るため、教育訓練機関や企業等に委託しまして職業訓練を実施しているところでございます。

○千葉進委員 わかりましたけれども、これは教育委員会の所管になるところもあるかと思いますが、特別支援学校のほうで就職というのが非常に難しい部分があって、進路担当の人たちが非常に苦労しているということがあります。そういう面で障がい者の雇用について特別支援学校とも連携しながら、この後さらに実雇用率をアップするために考えているようなことがあったらお聞きしたい。

○高橋雇用対策課長 事業主に対する支援といたしまして、企業等に対する意識啓発の強化が必要であると考えておりまして、セミナー等の開催や、障がい者雇用の事例紹介等を進めてまいりたいと考えております。いずれにしましても、障がい者の就業支援の強化と障がい者の雇用の場の確保ということで、企業側あるいは障がい者側のそれぞれの環境の整備が必要になるかと思っておりますので、そういった点につきまして今後も進めてまいりたいと考えています。

○千葉進委員 わかりました。先ほど冒頭言ったとおり、今ある面では障がい者に対して非常に見直されている部分がありますので、彼らの雇用促進ということで、特にも公の部分が必要かと思っておりますので、ぜひ県庁内でも部局ごとでそういった部分を考えていただきたいと思っております。

それから、二つ目です。この間、6月議会で私が一般質問した中で、観光ということで義経にこだわってしまった部分があって、あれ以降、自分なりに調べなければいけないのだろうということで、義経記から始まって平家物語等の義経にかかわる部分にかなり目を通させていただいているのですが、ようやく県のほうで出しているものを二つ見つけまして、もうちょっと早く知っていればよかったと思っています。ただ、やはり発行は、県北広域振興局と沿岸広域振興局という部分で、北行伝説ですので、北に行くということで沿岸と県北なのだろうと思うのですが、義経伝説となってくると、県南の部分もあると思っております。

6月議会が終わった後、一関市千厩町に戻りまして、千厩町の観光協会に義経のことを何とかできないかと、義経をもって観光振興できないかと話したところ、9月と11月に千厩町の観光協会主催で、県南の義経伝説にかかわるところをめぐって歩くという企画を出してもらいまして、先月の19日、千厩町、室根町、気仙沼市を中心として、バス1台、40人ぐらいで募集してやったのですけれども、みんなで伝説についてめぐって歩きました。紫波町から来た方もいますし、あるいは宮城県から来た方もいて、やはり関心を持ってきているのかと思っています。

そういう面で、地域、地域で伝説のある部分を観光振興するためにも、県のほうで、そ

ういった部分をそれぞれの市町村に任せるだけでなく、協力してやっていただきたいと思います。県南地域の振興ということでは、義経を中心として今私が進めている部分ありますけれども、先ほど言ったとおり、各地域のいろんなものを吸い上げて、また地域でこういったことをやりたいというときにもいろんな面で援助をしてもらいたいと思いますし、今後いろんな場面でまた話をするところがあるかと思うのですけれども、観光振興にかかわる部分で世界遺産という平泉を中心とした県南の観光振興のところを進めていただきたいと思います。ということで、私が6月議会本会議で質問した以降、何かありましたら、それをお話ししてもらえればと思います。

○平井観光課総括課長 まず、義経にかかわる県のほうの取り組みでございますが、これは従前からやっているものではありますけれども、先ほど委員から御指摘ございました地域の取り組みというものを県のほうで支援していくというのが一番大切でございます、例えば義経につきましては、平泉町が中心ではございますけれども、教育旅行向けに平泉世界遺産での登場人物といいますか、義経とか藤原氏とか、それにまつわるコースというものをつくっていただいております、こちらを私どものほうで首都圏や北海道の教育旅行説明会において売り込むという取り組みをしています。

それから、例えばバスツアーとか地域のそういう取り組みに対する支援ですけれども、ことしにつきましては釜石市の橋野鉄鉱山が世界遺産に登録されたわけございまして、橋野鉄鉱山にかかわるバスツアーを造成した場合に、県のほうで補助をするというスキームを設けています。このような形を拡張して、地域の方々が地域のストーリーとかそういうものをつくり出してツアーをつくっていくというものについては、県のほうで支援するというスタンスで、いろいろな支援制度を今までもやっていますので、そういう形の活用をしていただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 先ほどのいわてインバウンド新時代戦略事業費に絡んで、今千葉委員もお話ししていただきましたけれども、広域的に市町村間でやっているさまざまな地域の観光資源をつなげるときに、どうしても広域振興局とか県の力が必要になってくる事例が今ふえてきています。雫石町でいうと十和田八幡平国立公園の関係とか、それから台湾だけでなくタイとか、そういった誘致のところなのですが、DMOとかを活用してそういった取り組みをやっていくべきではないかというのが国で考えているところなのかと思っています。そういった取り組み、三陸のDMOは商工労働観光部ではなく違うほうでやっていますよね。商工労働観光部のほうでも、これからDMOの取り組みを進めていかれるのではないかと期待しているのですけれども、今県内で可能性がある地域とか、そういったところがあるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○平井観光課総括課長 いわゆる日本版DMOでございますが、こちらは地域が主体になりまして、いわゆる戦略を立てながら誘客していく組織を民間ベースでつくっていくという政府の方針がございます。その中で、三陸のDMOにつきましても三陸地域で連携して、三陸地域の観光資源をブラッシュアップして戦略的に誘客していこうという組織のことで

す。県におきましては、既にいわて観光キャンペーン推進協議会という組織を設立しております。こちらは県、市町村、それから観光団体、交通機関、金融機関、マスコミ、こういうところが参入している組織です。そこにはさらに、広域振興局ごとに地域部会という部会組織を設けております。この中で、先ほど申し上げました地域の取り組みに対するバスツアーの支援とか、そういうものをこのいわて観光キャンペーン推進協議会の事業として実施しているものでございまして、今後もここを主体に地域の取り組みと連携しながら、またそういう地域の掘り起こしとか、地域でやっていく着地型旅行商品と申しますが、地域のほうで発案していくツアーとか、そういうものを支援していくという形をとっていく考えでございます。

○**ハクセル美穂子委員** それは基本的に、行政主体でやっていくというイメージのDMOなのかと今ちょっと感じたのですけれども、日本版DMOの目指す姿というのは、行政ではなくて、そこに住んでいる人の中でそういった観光資源を一つにまとめて、そこから地域にさまざま、食材の供給ができたとか、資源を広域的にやるというような仕組みをつくっていかなくてはいけないような取り組みなのだろうと思うのですけれども、いわて観光キャンペーン推進協議会は広域振興局ごとにあるということですが、それが今のところは、そういったバスツアーの支援を行っている。ただ、DMOのあり方というのは、地域でやっているものに対して支援するというスタンスではなくて、主体のところはプロモーションや誘客といったことを全体的に図ってやっていくというものではないかと私は捉えていまして、そういったものを十和田八幡平国立公園なども、今モデル国立公園として、ナショナルパークのブランド化の対象になっているのですが、行政主体で補助をするとかそういうのではなくて、地域全体としてどのように観光資源をつなぎ合わせていくかというのは、雫石町などでもやっていますけれども、市町村だけだとどうしても限界がある。十和田八幡平国立公園などは、秋田県のほうもあつたりしますよね。そういったときに、広域振興局だけでなく、県同士で連絡調整とかしっかりやっていかないと、なかなかそういったDMOというのは難しいのだろうというのが私の感覚であります。

ただ、ガイドブックの話もあるので、トピックの中に平泉が入っていないのです。なのに、乳頭温泉と角館は入っているのです。そういった来の方の視点も入れて、ではどうやって広域的にやっていくかというのをこのDMOで推進していかなければならないのではないかと考えていますので、従来の考え方に新しい視点も入れて、取り組みを進めていただきたいと思います。

○**菊池商工労働観光部長** 説明がちょっとかみ合わなかったと思うので、簡単に整理させていただきますと、先ほど申しましたいわて観光キャンペーン推進協議会という全県の、しかもオール岩手で、構成員は行政の主導というよりは行政も入った、観光業者もいますし、マスコミも、金融業者も入っているような全体の推進協議会組織があります。これは、行政でなく、いわば岩手のある意味のDMO的な組織でして、その中に各地域版の、いわゆるエリア部会といいますか、広域部会という、そういったものもあって、そこでいろん

な、まさに産官金その他が集まってプランニングし、プロモーションし、活動していく。それは、協議会の皆さんが負担金のような形でお金を出し合っています。これは、産だけでなく、官だけでなく、みんなでお金を出して、それをみんなを使ってやっていく形ですので、ある意味、委員おっしゃるようなDMO的なものです。全県的なものは、DMOとは呼びませんが、そういうような機能は今までもやってきて、これからもそういうオール岩手の形のやり方はあるだろうということで答弁したつもりです。

それに対して、いわゆるDMO、それ自体については、まずは今一関市にいろいろ動きがあるように、着地型商品等のようなものを例にすると、おっしゃるように自分たちが、地域で地域ならではのものを、みずから商品を生み出してプロモーションする。そこで、エリアで産業界やいろいろな人たちがもうけたり、いい思いをするという、共有感のある観光振興の世界をつくっていかうというのがおっしゃるDMOでして、それについては、いろんな支援の仕方があるだろうということで本会議でも御答弁させていただきました。でき上がった後も一緒に、あるいはやることについて支援していくという事は用意していますので、そういった形で地域ごとのまさに参加、官民一緒になった対応ができ、いろいろ活動していただくということについては積極的に我々も応援、支援していますし、協働していかなければならないと思っています。まさに十和田八幡平国立公園とかの関係もそうですし、海外インバウンドに対してどうアプローチするかというの、いろんな角度から情報を出して書いてもらい、知ってもらい、来てもらうという仕組みをつくらなければならないとは思っています。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 一言おわびをさせていただきたいと存じます。午前中の常任委員会の審査に当たりまして、我々集まるべき時刻におくれてしまい、午前中の審査に大変な御迷惑をおかけいたしました。大変申しわけございませんでした。今後このようなことがないようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○高橋但馬委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。なお、高橋学校企画課長は病気療養のため欠席となりますので、御了承願います。

それでは、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費、第11款災害復旧費第6項教育施設災害復旧費

を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池教育次長兼教育企画室長 補正予算の説明に先立ちまして、今回の台風第10号災害に係る教育委員会関係の被害状況を御報告いたします。

初めに、本県に甚大な被害をもたらした台風災害ではありますが、幸い児童生徒、教職員にかかわる人的被害はなく、施設等の早期復旧に向け着実に進んでいることを御報告いたします。

それでは、お手元にお配りしている2枚物の資料に沿って御説明いたしますので、資料をごらんください。平成28年11月7日現在で取りまとめた教育施設等の被害額は、小中学校51施設、8,123万円、高等学校21施設、1億1,876万円、文化体育施設16施設、3億8,945万円、文化財9施設、6,960万円、全体で97施設、6億5,900万円余に上っています。

次に、施設ごとの被害状況についてですが、その主なものは、久慈市立久慈湊小学校の校舎床上浸水及び校地内浸水により3,136万5,000円。2ページ目をごらんください。久慈高等学校及び長内校の校舎床上浸水及び校地内浸水により、合わせて3,352万1,000円。伊保内高等学校の校地内のり面の地すべりにより5,313万円。岩泉球場の施設の浸水、土砂流入により3億円。岩泉湧窟及びコウモリ、いわゆる龍泉洞でございますが、洞内浸水による施設設備の破損により4,973万8,000円などとなっております。

学校施設については、久慈市立久慈湊小学校や久慈高等学校など既に復旧工事を完了した施設もありますが、残る被災施設の早期復旧に向け、現在対応しているところであります。なお、文化財に関しては、文化財保護に係る国庫補助を活用するなど、引き続き文化庁及び関係市町村との連携を密にし、復旧に取り組んでまいります。

続きまして、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案（その1）の6ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、第10款教育費の第1項教育総務費から第7項保健体育費までの1億9,540万7,000円の増額と、第11款災害復旧費のうち、第6項教育施設災害復旧費の1億1,538万9,000円を増額しようとするものであります。

その主な内容につきましては別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額につきましては省略させていただきますので、御了承願います。お手元の予算に関する説明書の68ページをお開き願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第4目教育指導費の説明欄一番上の指導運営費であります。本県の中学校夜間学級設置の必要性及び設置する場合のあり方について検討を進めようとするものであります。

下の69ページに参りまして、第4項高等学校費、第5目学校建設費の産業教育施設建設事業費は、学校の安全性を確保するため、老朽化した県立盛岡農業高等学校の牛舎等を改築しようとするものであります。

次に70ページをお開き願います。一番上の第6項社会教育費、第2目文化財保護費の文化財保護推進費は、県立博物館に所在する岩手県所有重要文化財建造物である旧佐々木家

及び旧藤野家住宅の損壊した屋根を修理しようとするものであり、その下、文化財保護事業費補助は、今般の台風第10号により被災した岩泉町の国指定天然記念物岩泉湧窟及びコウモリ、先ほど申し上げた龍泉洞でございますが、その復旧に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次に、第5目博物館費の施設整備費は、県立博物館の空調用のボイラーの更新に要する経費を補正しようとするものであります。

下の71ページに参りまして、第7項保健体育費、第3目体育施設費の施設設備整備費は、県営運動公園陸上競技場の屋外消火栓非常用電源装置の修理に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、少しページを飛んでいただきまして78ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第6項教育施設災害復旧費、第1目学校施設災害復旧費の学校施設災害復旧事業費は、今般の台風第10号により被災した県立久慈高等学校ほか10校の県立学校の施設設備を復旧しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 最初に説明があった教育委員会の指導運営費について、夜間学級の検討という報告がありました。新聞報道で夜間学級の検討を進めるということは既に明らかにはなっていますが、大変唐突な感じで受けとめました。どういう経過、議論があって、中学校で夜間学級をつくろうということなのか。小中学校というのは基本的に義務教育ですから、今の学校の中で対応できないということは本来あってはならないことだと私は思うのです。新聞報道では、不登校で学校へ行けない、そういう子供も夜間学級でという報道もありましたが、これまでの国のレベルといいますか、全国レベルで、どういう議論が行われてこういう提案になったのか。どういう必要性があり、どういう人たちがこの中学校の夜間学級で学ぶ対象になっているのかを示していただきたい。

○藤岡義務教育課長 中学校の夜間学級についてでございますけれども、委員の皆様御承知のとおり、国において教育振興基本計画、また教育再生実行会議の第5次提言、そして子供の貧困対策に関する大綱等によりまして、学びの機会や可能性を提供できる仕組みの構築の推進を現在国のほうで進めているところでございます。その考え方に基きまして文部科学省のほうで、中学校夜間学級の設置促進事業を昨年度より実施しており、現在8都府県にとどまっているものを、今後国のほうの考え方としては拡充していきたいという考え方のようでございます。未設置の県においても、状況の把握と設置の方向性の検討をぜひしてほしいというような議論が昨年度からありまして、調査研究をする取り組みを今後県としても考えていかなければいけないという議論が、これまで進められてきたところでございます。

本県において、これまで学齢を超えた方の就学希望等の状況について把握していないという状況もございますので、この事業を活用し、本県の状況を把握し、あわせてその状況

によって学習の場の保障のあり方を検討しようということで、今般このような事業を採用しながら、取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

国、文部科学省、県に限らず、何らかの事情で本来受けられるべきであった義務教育を十分に受けることができないまま学齢期を超過してしまった方、またはさまざまな事情で十分な学習を行うことができず、いまだかつて学ぶ機会を持たずにいられる方など、年齢や国籍のいかんにかかわらず、学ぶことを求めている方がいるのかどうなのかということも含めまして、もしいらっしゃるのであればその方々の学ぶ機会の保障を考える機会にしたいと考えています。本県の状況を把握することを最初に考え、その中で状況把握から見えてきたことを検討しようということで、本事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 今の説明では、不登校という話は出てきませんでした。新聞報道では、小学校から不登校になったとか、中学校で不登校になった子供も夜間学級でとあります。これは、今度の問題行動調査でも少なくないわけですよ。そういうのも対象になっているのですか。私は、そこが問題だと思うのですよ。例えば海外子女とか、本当に子供の時代に教育を受けられなかったという方がいれば、それは対象になり得るのだと私も思うけれども、今々、本当は義務教育できちんと対応すべきそういう人まで対象にするとすれば、これは違った方向なのではないかと危惧しているのですが、その点を明確に教えてください。そういう検討がされているのか、そういうのも対象になっているのか。

○**藤岡義務教育課長** 今御指摘のありました点につきましては、国のほうの考え方ではそのような方も対象にしたいと考えているようでございますけれども、本県の場合は、先ほども申しましたとおり、何らかの事情で学ぶことができなかつた方、一番考えられるのは戦時等の関係で小中学校を卒業できなかつた方がどのぐらいいるのか、というようなことも含めて調査をしたいと考えております。国勢調査によりますと、千七百余名が未就学でいらっしゃるといふ数字もございますので、新聞報道にもありましたとおり、7割強が60歳代以上ということにはなるわけですが、それ以下の方々でどういう状況にあるのかも考えてみる必要があるかと。

今委員から御指摘のあつた不登校の取り扱いについては、調査の対象にはしておりますが、検討委員会の中でどういう方を対象として、そのような学校が必要なのかどうかということを議論していただくと考えております。ですので、まずはさまざまな角度から、現在の状況を基礎データとして集めるためにこの事業を使いたい。その上で、学びの機会の保障をどうしていくのかという議論の中で、夜間中学の部分を御検討いただくという方向で考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、例えばそういう未就学の方々がいた場合に、現行制度で定時制高校や通信制高校に通うことができるのではないかと思います。だとすれば、何も中学校に夜間学級は必要なくなるのではないかと思います。そこには論理の飛躍があるような気がしますけれども、いかがですか。

○藤岡義務教育課長 私どもの考え方としましても、現在の状況で不登校の子供たちが十分な学びをすることなく義務教育を終えているとは考えてはいないわけですが、何らかの事情で学校に登校できなかった子供たちも中学校を卒業し、高等学校への進学をしている子供がほとんどでございます。その中で、国のほうで言っているような学び直しということは十分進んでいるのではないかと捉えてはいるわけですが、ただ実際のところ、どういう状況にあるのかということも、もし十分な状態であるというのであれば、そのような方々は対象から外れてくるということになるかと思っておりますので、あくまでもそういう方々を入れる、または設置するということを第一義に考えているわけではございません。このような社会情勢の中で動いておりますので、その動向を見ながら、文部科学省のほうでは各都道府県に1校は設置したいという意向を既に表明しているところなのですが、その際、設置してほしいから設置するというのではなくて、本県としてどういう状況なのかということはこの機会に改めて確認した上で進みたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 不登校まで対象にしたら、別枠で教育するということになってしまい、国の方向性というのは大変危険だと私は思います。これは本当に危険なことです。問題の生徒は別枠、今の義務教育の体制から別のコースに移してしまうことになりかねない。私は、大変危険な感じがいたします。例えば子供の時代に教育を受けられなかった人だって、定時制高校に通う可能性はあるわけだから。今の答弁もかなり慎重な答弁でしたけれども、この問題は本当に慎重に対応すべきだと思います。

あと1点だけですが、岩泉町のコウモリ対策なのですが、全体とすれば国の国庫補助事業で対応し、国の国庫補助事業の対象にならないのが、恐らく今回補正で示された739万円の事業ではないかと思いますが、何が国庫補助対象にならずに県として対応しようとしているのか、ここを示してください。

○斎藤文化財課長 龍泉洞の復旧の件でございますけれども、対象にならないのは、例えば湖底のライトとか、実際の文化財とは直接関係しない部分については国庫の補助対象外ということになります。その部分については、関係課と今後どうするかは調整中ということでございます。

○斉藤信委員 そうすれば、739万円余というのはその経費だということですか。この経費の中身を示してください。

○斎藤文化財課長 739万円余の数字は、岩泉町に対する補助金でございます。内容といたしましては、洞内の遊歩道の整備とか、そういうものが対象ということでございます。

○斉藤信委員 わかるように答えてほしいのだけれども、では補助対象にならない電気設備、これで開業がおくれると、そういう報道ですよ。来年の4月ぐらいにはオープンだということですが、ではこの電気設備そのものはどこが対応するのですか。

○斎藤文化財課長 電気設備とかの部分については、まだ結論は出ておりませんが、これから県の内部で調整していくという予定でございます。

○小西和子委員 私からも夜間中学の設置検討ということが新聞に出ていましたので、このことは非常に心配です。ただ、全国の調査ということでもありますから、岩手県ですぐ設置するというのではなかろうとは思いますが、そういうのを設置する前に、今の中学校の教職員の多忙化を何とかしなければならぬと思います。そういうことで不登校とか、なかなか学校にスムーズに来られない生徒たちを救い上げることは幾らでもできます。後で多分やると思うのですけれども、部活問題もあります。ということで、このことについて、文部科学省はどこに持っていくつもりなのかというのが私の心配でありました。

それと、夜間中学の前に昼間の中学校の教職員の労働条件が余りにも劣悪なために、それが子供のほうにいつているのですよね。そういうこともぜひ改善していきたいと思えます。

中学校に絡めてこれ続けていいですか。

〔斎藤信委員 「議案について」と呼ぶ〕

○小西和子委員 (続) わかりました。では、それは別にしたいと思えます。

次に、県立博物館のことですけれども、とてもいい施設なのですが、立地条件がなかなか行きづらいような場所、松園地区に住んでいる方がいたら済みませんが、すごくいいものがいっぱいあるのですけれども、なかなか足が向かないということもございます。その中で、空調用ボイラーの更新ということですが、前館長は、ぜひ県立博物館の魅力をアピールして入館者をふやしたいというお話をされておりました。入館者数の推移をお聞かせください。

○斎藤文化財課長 平成25年度は、約4万4,000人、平成26年度は若干落ちまして約3万2,800人でございます。それから、昨年度は約4万人というような統計になっております。

○小西和子委員 なかなかふえないというところが現状かと思えます。もっとアピールするようなことを考えていつていただきたいと思えます。

次に、県営運動公園陸上競技場の屋外消火栓非常用電源装置の修理ということがあるわけですが、たしかもう50年以上たっているのですよね。知っている人はいませんね。私が中学生のときに走っていますので、50年以上はたっております。私は、あの陸上競技場はこの後どうなるのだろうと思うところがあるのです。現在、何種の競技場になっていて、何々大会までしかできないとかありますよね。たしか8レーンしかないですし、それも含めまして今後の見通しにつきましてもお知らせいただきたいと思えます。

○八木スポーツ健康課総括課長 今回の補正予算でお示ししてあるのは、消火栓の非常用電源の修理ということでございます。今委員御質問の競技場の施設ですが、第2種ということで、東北大会規模までは確実に開催できるというものでございます。今後の陸上競技場のあり方、あるいは建設については、委員御指摘のとおり老朽化が進んでおりますので、国体後のさまざまな県営施設等の検証も行いながら、今年度から来年度にかけて全体的なあり方の検討をし、この方向性を示していきたいと思っております。

○小西和子委員 今が見直す機会かと思えます。私は盛岡選挙区選出の議員なのですけれ

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○樋下正信委員 小石が飛んで15万円の損害賠償額というのは、どの程度の被害を想像したらいいのか。ドアを取りかえたとか。

○佐々木学校施設課長 今回の損害賠償の内容なのですけれども、小石が多数ぱらぱらと飛びまして、小さい石だったのですが、フロント部分、ドア部分、リア部分の塗装が剥がれたことから、板金と塗装をし直すというような内容でございまして、少し金額が大きくなっているというようなことでございます。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 議案第27号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の21ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付してございます資料をごらんいただきたいと思います。

議案の事件でございますが、岩手郡岩手町大字川口第12地割3番地1、有限会社岩崎建設を相手とするものであります。損害賠償の額は6万7,932円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因でございますが、平成28年9月9日に岩手県立花巻清風支援学校職員が同校敷地内の草刈り作業を行った際、同作業中に跳ね上げた小石が、同校敷地内の駐車場に駐車中の有限会社岩崎建設所有の自動車に衝突し、車両が破損したことによるものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○名須川晋委員 それでは、私のほうから1点、先月の後半でございましたが、県立花巻南高校野球部の動画がSNSにアップロードされ、当初いじめかと思われた件につきまして質問をさせていただきたいと思います。そろそろそっとしてあげたいとは思っておりますけれども、この一連のてんまつにつきまして、公表、結果も出ておると思いますので、簡潔で結構でございますので、お知らせいただきたいと思います。

○菊池生徒指導課長 まずもって県立花巻南高校の今般の事案にかかわりまして、県民の皆様にも多大なる御心配、御迷惑をおかけしましたこと、おわびを申し上げます。

本事案につきましては、10月25日に当該校が認知したものでございます。その後、当該校は関係した生徒一人一人に丁寧な聴取を実施し、経緯を取りまとめ、保護者会に説明し、当該の生徒及び保護者がいじめではないという確認を得、そして当該生徒は、この動画は6月19日に撮影されたものでしたが、それ以降無欠席であること、それから他の聴取を受けた生徒もいじめではないという回答を得たことから、総合的に判断いたしまして、いじめの事実はないということをお11月2日の記者会見において公表したところでございます。

○名須川晋委員 情報リテラシー教育の一層の浸透、推進が必要だという大きな教訓がまた得られたと思います。これについての対応を一層進めていかなければいけないと思いますが、どのようになっているのかということが1点。

それと、学校あるいは市内で、学校名に花巻とつくほかの学校にも苦情の電話が殺到したということで、ある先生も、全く別の学校の先生も対応が大変だということでした。動画の一部で判断した側といいますか、そういう一部の電話をかけるほうも本当はリテラシー教育が必要だと、一部の画像を切り取って短絡的な判断をして、すぐ行動してしまうということも問題があるのではないかとお11月2日の記者会見において公表したところでございます。

の辺の懸念もあるのですけれども、これについて教育委員会としてどのような対応を進めていくのかということについてお知らせいただきたいと思います。

○菊池生徒指導課長 ただいま御指摘ありました情報リテラシーの問題ですけれども、県内全ての公立学校においては、教科等で情報モラルを身につけるための学習活動を行っているとは認識しておりますが、当該校においても同様に情報モラルの教育はなされておりました。にもかかわらず、このような事案があったということは重く受けとめておるところでございます。インターネットに係るこのようなトラブルですけれども、どの学校においてもいつでも、どの生徒にも起こるものという認識のもとに、この情報リテラシーのさらなる向上が必要であると当方でも捉えております。

今後の対応につきましては、11月7日付でございますけれども、情報モラル教育の指導の徹底と児童生徒の規範意識の向上についてという通知を発出いたしました。また、今年度から公立学校の教員を対象とした情報モラル教育指導者養成研修会というのを開催しております、3カ年の計画で今年度から実施しているところです。県立学校におきましては、今月下旬から来月にかけて県内6会場において実施を予定しており、ことし実施しますと、来年度からは各県立高等学校にはこの指導をできる教員が各校1人はいるというような状況になります。

来年度以降につきましては、県立総合教育センターにおいて、情報モラルに係る研修は引き続き継続して実施してまいります。加えまして、今年度の養成研修会を受講された先生方が中心になって、各校において適時情報モラル教育という部分を進められるというような状況になります。いずれ児童生徒の情報リテラシーをより一層向上してまいりたいと思っております。

それから、野球部につきましては、保護者会からの申し入れによりまして、自主的に部活動を自粛しておるということをお先週あたり聞いております。再開したかどうかにつきましては、現在確認はとれておりませんが、当該校においての県民の方等からの電話等につきましては、現在は日に2件程度という形になっておるようでございます。

また、校名の似た学校へ電話等があったわけですが、そこにつきましては事案発生の翌日、そして記者会見後に、当該校の校長が直接出向きまして、おわび等をしておるところでございます。

あと、動画の削除等の対応という部分でございますけれども、実際今回の事案は、ツイッターにその生徒がアップロードして、4時間後には削除しておりました。ですから、拡散は、当該生徒が行ったわけではございません。よって、全ての動画を削除するというのは実質不可能であるということでございます。伴って、インターネット上のトラブル、例えば当該校の生徒ですけれども、誹謗中傷等の攻撃をされたりというような副次的な被害もございましたので、それにかかわる対応としまして、県立総合教育センターの研修指導主事7名を派遣しまして、具体的に自分にかかわるところをどうすればよろしいかというあたりの講義と実地指導を行ったところでございます。

○名須川晋委員 ちょっと思い至らなかった軽率な行動で、非常に大きな影響が出てくるのだなど、教育委員会を初めとして、子供たちも改めて感じたと思います。非常に大きなショックも受けているものと思います。その辺への対応もぜひともお願いをしたいと思います。

また、その動画ですけれども、残るのはしようがないと思うのですが、可能な限り、対応できる分については県教育委員会のほうも対応して、削除できるようなサイトがあれば、そういう要請を行ってみてはいかがかと。もちろん全部というのは不可能でしょうけれども、そういうことを行っていただければと思います。

また、野球部ですけれども、実際いじめがなかったということで、これは大変よかったので、自主的に練習というのではなくて、再開をしていなければ、早期に正式に再開してもいいのではないかと私は思うわけでございまして、私個人の意見というか、憶測ですが、恐らくは県民の皆様も同じ思いではないかと思しますので、ぜひともその点を学校側にも、お伝えをいただければと思います。

実は、私の住まいから一番近いのが県立花巻南高校なのです。毎日のように学校の前を通りまして、私は野球の審判もやっておりますので、練習試合にもかなり行ったことがあるのです。この事案が発覚した翌朝、野球部のグラウンドのすぐ西側に道路があるので、そこにパトカーがとまっていた。朝の8時ちょっと過ぎかなと思いますが、どういう経緯でパトカーがとまっていたのかよくわかりません。全国的に影響があり、不審者が出没する懸念があるから、県警が先んじて対応してくださったのかもしれませんが、あるいは学校側がそういうことで何かあるからということで要請をしたのかもしれませんが、私は非常に違和感をございまして、生徒たちの動揺に拍車をかけるようなことではなかったかと思えます。県警の真意は、結構秘密な部分もあるでしょうから教えてくれるのかどうかわかりませんが、果たしてあのタイミングでそこにパトカーがとまっているのはいかなものかと私は思いましたので、答弁は結構でございすけれども、真相につきましてはお調べいただいたほうがいいかと思えます。

○千葉伝委員 県立高校の中での出来事についてですけれども、七、八年前のことということで、平成20年から平成21年にかけて、県立高校の部活動をしていた生徒が、監督あるいは顧問という先生から頭を振り回されたりとか、暴力、威迫、暴言等を受けてPTSDに罹患し、また高校2年生の途中から1年半ぐらい不登校に陥るといった生徒があったということで、それに対して御両親が刑事裁判、そして現在は民事裁判をやっている最中だという事案です。私は1週間ぐらい前、11月3日に御両親から直接、こういうことがあったと、こういうこととお話を聞いていただきたいということでお聞きした経緯もあります。その前にお父さんからかなり厚い資料をいただいていたので、目は通してはいたのですが、もう七、八年前のことでもありますし、私自身がそれに対してああだこうだというのはその時点では一方的な話にもなりかねない部分があります。とりあえず、当時のことを含めてどういう経緯であったのかということをお聞きしたいので、校長とかにも

過去にいろいろとお聞きした経緯もあるようですので、これまでの経緯と現状というあたりをまずお聞きしたいと思います。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 御質問の件でございますが、経緯について申し上げますと、当該生徒は、平成19年4月に高校に入学され、平成20年7月から当該部活の練習に参加し始めたということでございます。その後、平成20年9月ごろから体調不良を理由として時々学校を休みがちになり、平成21年2月以降、継続して不登校の状態になったということでございます。その後、平成22年3月には卒業されましたが、その間、御両親からも学校のほうに対して、不登校、それから当該部活の顧問教諭からの暴言、暴行について訴え等があったという経緯がございます。

その後につきましても学校と、生徒、保護者の方との間で、その暴言、暴行等についてのやりとりが継続していたということでございます。平成24年10月と承知しておりますが、当該部活の顧問教諭につきまして傷害罪で告訴を行っておられます。その後、その刑事訴訟につきましては、平成27年4月に不起訴が決定しているという状況でございます。

現在継続しております民事訴訟は、平成27年9月に提起されているところでございます。これにつきましては、当該部活の顧問教諭と、それから岩手県を被告として損害賠償請求訴訟という形で提起が行われているところでございますが、県といたしましては、事実関係の確認を行いました結果、訴状にありますような暴力行為についてはいずれも確認されなかったということから、原告の請求の棄却を求めて応訴するに至っておりまして、現在その民事訴訟が継続中という状況でございます。

経緯について申し上げますと、以上のとおりでございます。

○**千葉伝委員** この事案の問題は、本人と、顧問の先生、それから高校教育の部活動の中でこういう事案があり、PTSDという診断がされたということで、不登校もそれに付随してあったということですが、PTSDというのは特に何も原因がなくてなるわけではないだろうと。したがって、医者がどのような中身でPTSDと診断したのか、県教育委員会のほうで把握していますか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** PTSDの診断につきましては、学校と、それから当該生徒、保護者との平成21年12月7日の話し合いの中で、主治医が作成されました医療情報提供書というものが学校に対して提供されております。その中でいわゆる当該顧問の暴行、暴言等によりましてPTSDに罹患したものと考えられるという旨の情報提供書という形でいただいたという状況でございます。

○**千葉伝委員** 医者の診断ということで、診断書の中身にそういうことが書いてあったということです。よほどのことがあったかどうかということで、今度は程度とか、いろいろその判断はあるかもしれませんが、いずれ先ほどの表現だと暴力等が原因だったろうということですが、いずれいろいろこの経緯の中を見せていただいた、あるいは御両親から伺った分では、顧問の先生と話をすれば、一切そういうことはありませんでしたという発言をされている。それから、県教育委員会のほうでも、学校を通じ、あるいは顧問の先

生にもお聞きしたけれども、そういう事実はなかったということと、私が読んだ分では思っているのですけれども、それは刑事事件のほうでは、そこまでのことは確認できなかったということで不起訴という表現になっているようです。

ただ、今民事裁判の最中で、程度はわかりませんが、顧問の先生が頬をバチンとたたいたとか、発言が少しきついこととか、そういうようなことはあったやの発言をしているということが書いてあるのですが、これは裁判の中の話だということで、お答えできませんと言われれば私が言うことはもうないけれども、何かそういったあたりからすれば、どっちが本当なのかと。こういう話になったときに、誰がそれを判断するかということで今裁判になっていると思います。そういったあたりが民事裁判でどういう結果が出るかはわかりません。その生徒は、今もう卒業しているわけですが、学校教育の部活動の中での出来事ということからすれば、教える先生、それを取り巻く学校、そしてそれを管轄している県教育委員会でもう少しきちっと対応した上で、どうもその辺がかなり曖昧な結果に現状はなっているのではないかと考えています。

私が言いたいのは、過去にもう少ししっかりとした究明の仕方とか何かをやってもよかったのではないかと。もう過ぎた話だから、これからは何もやらないということも、私からすれば、民事裁判の場合は何年たっても時効というのはない話ですし、中身がどこまで究明できるかという話になってくると、言った、言わない、やった、やらない、そういったことが当然出てきて、裁判でもそういうことが起こっているかもしれません。

したがって、ちょっとずれるのですけれども、いじめの問題のときにたしか、あった、ない、そんなことを第三者的に判断するというところで、例の矢巾町の事件の後にこの委員会で、そういったことが起きた場合の対応をするというようなことで前もってつくられて、設置してあるはずですよ。だから、そういったあたりをちょっと参考にして、第三者で検証してみるというようなことも、今後のことを考えればあってもいいのかなと思っていますが、それに対してどうですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 第三者による検証の場といったようなお尋ねかと存じますが、今回の事案につきましては、御承知のとおり、既に裁判の場で双方の主張を行っているという状況でございます。そういう状況を踏まえますと、今回の事案について県として裁判上の手続とは別に調査等を行うということについては、差し控えるべきものと考えているところでございます。

○**千葉伝委員** 現状、裁判が継続中ということで、係争中の事案について調査等は差し控えるというのは通常の答えであり、それもわからないわけではないけれども、一緒にやっていた部員の人も当然いたでしょうし、そういった人にも聞いたところ、そんなことなかったという話と、いや、実際はあったという話と、両方が書かれています。そういうようなことも含めれば、どうも見えないところというか、裁判でどこまでそういったことが出てくるのか、そこがちょっと私もよくわかりませんが、そうすると民事の裁判の結果がどう出るかというあたりはなかなか難しい話かもしれません。したがって、裁判

は裁判だけれども、本当にこういったことがあったかどうかといったあたり、もう少し真相究明も含めてやっていいのではないかと改めて私は思ったということでもあります。

もちろん、御本人、あるいは学校の先生、そしてまた御両親であれば、裁判は裁判だけれども、第三者的に話を聞くというような場面がなければちょっとこれが、言った、言わないというさっきの話のとおり、堂々めぐりになってしまうことも当然考えられます。できればそういったあたりの対応をもっとしっかりとやらしてもらえればということで、まだほかにもあるかもしれませんが、いずれ家族からすれば、思いがいろいろとあるかもしれません。それから、学校を抱えている県教育委員会は県教育委員会として、学校側の対応で、面倒くさいものにはふたをしろではないのですけれども、そういうような風潮というか、そういうようなことがあっては逆に禍根を残すということもあります。私がかれを取り上げたということでもありますので、そこは委員の皆さんにも相談ですけれども、できればもっとしっかりと真相究明に対応していただきたいということです。

○今野参事兼教職員課総括課長 真相究明ということにつきましては、今回の事案について、原告、被告双方の言い分が真っ向から対立しているという状況の中で、県教育委員会側としても、当時の管理職、同僚の教員、それから同級生の生徒から聞き取りをし、できる限り客観的な立場から判断をさせていただいて、応訴に至ったということでございます。

生徒の証言につきましても、裁判の過程の中で、確かに両手で頬をパチンとするとか、それから平手でたたくとか、そういったことも確認されたわけでございますが、ただその行為につきましても、その強さが傷害を負わせたり、強い痛みを感じさせたりといったものではなくて、頻度につきましても日常的に行われていたものではないといったような聞き取りの中で判断をさせていただいたものでございまして、そういったことで御理解いただきたいと存じます。

○高橋教育長 これからさまざまな御質問をいただくかと思っておりますけれども、私からただいまのことにちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

まず今回、このように学校で、子供を育てようという保護者の思いと、それから学校は学校教育を通じて子供が育っていくという活動をしている中で、このような訴訟に至ったということについて、これは極めて残念な事案だと思っております。ただ一方で、総括課長が申しあげましたように、県教育委員会側の事実確認、それから保護者の思い、双方に接点というのをなかなか見出すことができなくて、昨年9月に訴訟を提起されたということでございますので、まずもってその訴訟の場を通じながら、お互いの主張を出し合って最終的な結論が得られると、そこに我々としても集中していきたいというように思っています。

そしてまた、ただいまの御質問の中には、さまざまな事案を教訓として、今後これを生かしていくべきではないかというような趣旨のお話もあったかと思っております。体罰事案につきましては、先般の議案等説明会、それから常任委員会の場でも、教職員の不祥事についておわび申し上げた経緯がございますけれども、そういう事案がとにかく発生しないよう

に努力をしていくということで、その対策については現在、年内にその方向性をきちっと出すように検討しているところございまして、結論を出していきたいと思っております。

それで、仮に不幸にもそういう事案が出た場合には、処分権者といたしまして、事実関係をしっかりと、学校での調査、それから市教育委員会、県教育委員会、それぞれも入った中で明らかにしていくというようなことを基本にすべきものと思っております。ただ一方で、お話しいただきましたように第三者的な皆さんの御意見もお聞きするというような御提案も、これは我々が真摯に受けとめる必要があると思っております。まずこの問題の解決を優先しつつ、今後このような事案を発生させないような取り組みの中で、この第三者委員会のあり方等について検討させていただきたいと思っております。

〔斉藤信委員 「委員長、議事進行」と呼ぶ〕

○**斉藤信委員** この教師の暴言、暴力による不登校の事案については、全県議会議員に保護者からかなり詳しい文書と訴えが寄せられたものであります。恐らくこれで何人が質疑をしますと思いますけれども、ぜひ関連した集中審議をしていただきたい。保護者の方から、ぜひ委員の方に伝えたいということで、簡単なペーパーを寄せていただいておりますので、関連の質疑に当たって、ぜひそのペーパーを皆さんに、委員と当局、あわせてお配りをして進めていただきたい。

○**高橋但馬委員長** ただいま斉藤委員から申し出がありました資料につきまして、委員の皆様及び執行部へ配付すること、並びにこの事案を分けて、それをまず進めて、それに関連しない方はまた別に質問するという形で進めたいと思いますけれども、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。

それでは、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○**高橋但馬委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** 再開いたします。

○**樋下正信委員** まず一つは、今いただいたペーパーにも書いておりますけれども、御両親としてみれば、謝罪を求めたことも、処分を求めたこともなく、ましてお金を求めたことは一切ないということでございます。結論から言いますと、県教育委員会がもう少し真摯に向き合って対応すれば、まずはこういう話にもならなかったのではないかというのが私自身の感想でございます。

その上で、実は私の甥が、当該生徒の多分3年ぐらい後輩でバレーボール部に入っています。その当時、五、六年前になると思いますが、私の妹になるのですけれども、母親から、バレーボール部で今言われているようなことがあるやに言われました。私は、普通の

スポーツの部活動であれば、そんなこともあるかと思っただけなのですが、ただよくよく考えてみますと、十人十色ということですよ。精神的に強い生徒もいらっしゃるかもしれませんが、我々だったら傷つかないかもしれませんが、人に何か言われて傷つくような人もいて、一人一人個性があるのだなど。もちろんそういうこともあって、こういう話につながっているのではないかと私は感じました。

先ほど県教育委員会ではそれなりに聞き取りをしたということでございますけれども、例えば私の甥にそういう話を聞いたことがあるかないかということが一つですし、もう少し幅広く上下関係、先輩、後輩からも話を聞いてみるべきではなかったのかというように、この文章をいただいて、見て、そういう感じがしたところでございます。その辺のことについて、何か所感があればお聞きしたいと思います。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 当時の関係生徒への聞き取りは、平成24年に一度聞いているという状況でございますが、その際には、当該生徒と同級生の4人に対して聞き取りを行っておりまして、一番距離の近い学年の4人といったことであろうと考えています。

さらに裁判の過程の中でも、ことしの6月でございますが、これもやはり当時の同級生に対して聞き取りをしております。裁判を受けて改めて聞き取りをしたのですが、卒業してからかなり年月もたっているということで、遠くにいらっしゃる方もいるという中で、今回の裁判過程上の聞き取りについても同学年の部員だった方に聞かせていただいたという状況でございます。

○**樋下正信委員** ということは、先輩、後輩からは聞いていないということ、同級生しか聞いていないというのがまずわかったということでもあります。私の妹も、子供がうちに帰ってきて何か様子がおかしいと思っ、て、きょう学校で何かあったのかということを知れば、先ほど千葉伝委員が面倒くさいこととか、そういうことは余り言いたがらないから、言わなかったのではないかというような話もしていました。ああだこうだという話はしなかったけれども、いずれ何かそういうことを感じていたということを母親である私の妹が申しましたので、もう少しいろんな方々から聞き取りをしていただければよかったですかなと思いました。

その当時の初動というか、対応がもう少し真摯であってもよかったですのではないかと感じました。何かあればお願いします。

○**今野参事兼教職員課総括課長** いずれ当時の判断といたしましては、全員ということではなくて、当該学年ということで聞き取ったということでございます。

○**斉藤信委員** 今千葉伝委員と樋下委員からの話がありました。私は、この教師の暴力、暴言による不登校という問題について、全く初動の対応を間違ったと思いますよ。まともな調査もしないことが明らかになりましたね。たった4人しか調べていない。

それで、つい最近明らかになったもので、沿岸部の教師による暴言で生徒が不登校になったと。10月26日付の読売新聞が報道して、私も県教育委員会から詳しくこの経過を聞きました。沿岸部の県立高校では、教師によるどういう暴言があつて生徒が不登校になった

のですか、それを示してください。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 沿岸部の高校についての教師の暴言等々ということでございますが、発言、行動の内容といたしましては、激怒して黒板、教卓をたたき、教卓や生徒の机を蹴る、どなり散らす、生徒が実習で失敗した等、いわゆる勝手な機械操作等を行ったときに突き飛ばす、それから俺に恥をかかせるな、俺の仕事をふやすな、そういった暴言等があったということについて、県教育委員会の調査で確認をいたしているところでございます。

それから、当該生徒が不登校になった経緯といたしましては、地区の就職セミナーというものがございまして、当該クラスの生徒の約半数が無断で欠席したということについて、当該教員が強い口調で黒板や教卓をたたきながら激怒したといったような経緯がございまして、その後、これは3月末でございまして、年度をまたいで4月の頭から不登校の状態になっているという状況でございました。

○**斉藤信委員** これは医師が証言しているけれども、医学的見地から学校での出来事が本人の症状の原因と考えるという指摘をされていますが、PTSD、鬱状態になって、学校に来られなくなったと。教師の暴言がこういうことを生み出すということです。そして、この生徒は、実は昨年9月に、怖いのでどならないでほしいとこの担任の先生に訴えているのです。そういう訴えがあったにもかかわらず、生徒に死ね、ばか、くずと言ったり、激怒して黒板や教卓をたたいたり、怒りにまかせてどなり散らした。これがなぜ明らかになったかという、保護者の要請に基づいて学級全員の調査をしたのです。そして、教師にもアンケートをやったのです。そうしたら、多くの生徒がこういう暴言があったということを知ったから、あなた方も認めざるを得なかった。そうですね。だから、懲戒処分も含めて検討しているのでしょうか。そのことをはっきり教えてください。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 発覚の経緯につきましては、ことしの3月に、匿名という形でしたが、県教育委員会に対してそういった訴えがございまして、それを受けて県教育委員会として調査を進めてまいりました。先ほど委員がおっしゃったように、10月時点でアンケートを実施いたしまして、暴言、乱暴な行為、そういったことがあったということが認められたということで、その点を踏まえて、現在懲戒処分について内容を検討しているというものでございます。

○**斉藤信委員** この事件の最大の教訓は、教師の繰り返される暴言が生徒の心と体を壊してしまう暴力となり、重大な人権侵害になるということです。教育長、これは確認できますね。

○**高橋教育長** このような教員の行動があったというような訴え、そういう情報提供が県教育委員会にありまして、その事実関係を丁寧に確認する必要があるということで、先ほど総括課長がお答えしたアンケート調査等を学校と県教育委員会の共同でやったところでございます。

生徒たちの成長を進めていくという中で、さまざまな子供たちに対する教育は、いろん

な方法がございます。これは教科活動だけではなくて、まさに子供たちの行動に対して、これを直していくということに対して、きちんとした指導をやるということも、これも極めて大事な教育でございます。そういう中で、大きな声をたてたり、抑圧的な行動をするということに対して、これは生徒一人一人によって、その受けとめ方というのはさまざまあるかと思えます。同じ行為をしても、それが生徒自身に大きな負担になるというような場合もあるでしょうし、そうでない場合もあるというようなことで、全体的にそういう課題が出てこないようなやり方というものを、さまざまな事案を研究していく中できちんと学校現場に広げていくことが大事かと思っています。

○**斉藤信委員** 教育長、私の質問をどう聞いているのですか。全く的外れですよ。私はこう聞いたのです。いいですか、しっかり聞いてくださいよ。この事件の教訓は、教師の繰り返される暴言が生徒の心と体を壊してしまう暴力となること、重大な人権侵害だと思うけれども、どうですかと聞いたのです。余計なことは言わないで、この質問に答えてください。

○**高橋教育長** 可能性としては、そのようなことが起こり得るということは十分考えられます。

○**斉藤信委員** この事件は、医師もこのように言っているのです。こういう基本的な事実の確認ができましたので、学校と保護者、関係者が連携して進めることが生徒の健康の回復にとっても大事だと。私は、そういう信頼関係を本当に県教育委員会はしっかりとって、卒業のためのあらゆる手だてを尽くしていただきたい。よろしいですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 当該生徒につきましては、3年生ということもございまして、卒業が近づいている時期ですので、県教育委員会といたしましても、学校と連携をとりながら卒業に向けての具体的な方策について意思の疎通を図っているところでございます。特に保護者、それから生徒につきましては必ずしも精神的に安定していないという状況がございますので、慎重に対応する必要もございしますが、委員おっしゃるとおり、そういったあらゆる手段を講じながら取り組んでまいりたいと考えています。

○**斉藤信委員** それで、今千葉伝委員や樋下委員が取り上げた問題は、全く同じ問題なのです。そして、もっと悪質だと。なぜかというと、暴力、暴行を行った教師がその事実を否定した。そして、学校はその立場に立ってこの収束を図ったのです。だから、解決の仕方が傷害罪の刑事告訴とか民事訴訟しかなかった。本当に不幸な事件ですよ。教師は、当初は暴言、暴行を否定しましたね。今はどうですか。あなた方の調査、民事訴訟の中で、この教師はびんたを張ったこと、暴言を吐いたことを認めているのではないですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** びんた等の行為ということでございますが、委員御指摘のとおり、先ほど申し上げたところでございますが、両手で頬をたたき、片手で頬をたたきといったような行為、それからふざけるなどか、そういった言動があったということについては、裁判の過程の中でも認めている状況でございます。

ただし、びんた等の行為につきましては、先ほども申し上げたところでございますが、

いわゆる程度といったことで考えますと、けがをするとか、あるいは強い痛みを感じさせる程度のものではないということもございますし、頻度につきましても、日常的といったようなものではなかったということもございまして、いわゆるPTSDに直接結びつくようなものではなかったと考えているところでございます。

○**齊藤信委員** それまた何の論証もないですよ。当初、教師は暴力について全面否定した。しかし、それを翻して、びんたがあった。部員の4名の調査は、卒業してから電話で調査されたのですね。これは録音でもあるのですか。そして、裁判に入ってから、これはつい最近ですよ、6月13日、19日に、当時バレーボール部の部員に対して、これはわざわざ東京まで出かけて行って調査をしています。そこではちゃんと、びんたがあったということ認めているのではないですか。当時の生徒は、毎月1回以上あったと言っています。警察の捜査や地方検察庁の捜査では月3回以上だと、それは認定できると。

傷害罪が不起訴になったのは、暴行事件はなかったということではないのです。傷害罪として成立するかどうか難しいという判断だけなのです。日常的に暴力があったのです。そして、暴言は、何度かこぶしで机をたたいた、鍵を壁に投げつけた、ふざけるな、なめるんじゃないかと、おまえのせいでは負けた、おまえはばかだ、こういう沿岸部の高校と同じか、それ以上の暴言を吐いているのです。

もっとひどいのは、この生徒は、バレーボール部が4人しかいなくて試合に出られないというので、生徒会活動をやっていただけでも、生徒会の後輩から誘われてバレー部にはせ参じたのです。そういう生徒に対して、青森県への遠征に行かなかったというので、2時間から3時間、体育教官室に呼びつけて、監禁して、30センチメートルぐらいのところ立たせたままどなり散らしたと。これが暴力でなくて何ですか。これは暴力ではないのですか。あなた方の応訴の理由はもう崩れているのではないですか。教えてください。

○**今野参事兼教職員課総括課長** いわゆるびんた等の行為につきましても、先ほども申し上げたところでございますが、当該行為の強度につきましてもは傷害を負わせたり、強い痛みを感じさせるものではなかったということもございまして、日常的かどうかということもございまして、生徒によって頻度の申し立てが違っていたところではございまして、日常的とまでは言えないのではないかと考えていたところでございます。

それから、教官室での監禁といったようなお話ございましたが、原告側からは30センチメートルの距離でどなり散らすといったような、そういった主張もございまして、それにつきましてもは被告側としてはそういった行為自体については認めていないところでございます。

○**齊藤信委員** 体育教官室に呼びつけたというのは、最初から学校が認めていることですよ。あなた、今のとんでもない話ですよ。発言を撤回してください。当初から体育教官室に呼びつけて、2時間以上にわたって監禁したというのは認めていますよ。認めていないなんてことはないではないですか。30センチメートルかどうかはそうかもしれないけれども、どなり散らしたことは最初から認めているのですよ。違いますか。これは事実ですか

らね。あなた、うそを言ったらとんでもない話になりますよ。うそで固められた訴訟ということになりますよ。はっきり答えてください。

○今野参事兼教職員課総括課長 舌足らずな答弁で大変恐縮でございます。

〔斉藤信委員 「舌足らずではない。違っているのだ。」と呼ぶ〕

○今野参事兼教職員課総括課長 (続) 否認して、認めていないということを申し上げたのは、30センチメートルの距離でという部分についてということございまして、体育教官室で強い指導、それから大きな声で叱責したといったようなことについては、そのとおりであるということでございます。

○斉藤信委員 大体午後7時ごろまで部活動をやって、その後体育教官室に一人呼ばれて、2時間から3時間立たされたままやったのですよ。これが暴力でなくて何ですか。これは暴力ではないと言うのですか。私は、2時間以上も立たされたままだなり散らされたら、こんなひどい暴力はないと思いますよ。教育長に聞きましょう。これは事実の問題として許されない暴力ではないでしょうか。

○高橋教育長 今斉藤委員が主張しているような内容を裁判の場で原告側が主張しているところございまして、それに対する反論、いわゆる髪をつかんだとか、そういう事実について……

〔斉藤信委員 「僕はそんなこと言っていない。」と呼ぶ〕

○高橋教育長 (続) そういうことも含めて、現在裁判が進行いたしておりますので、その中で明らかになっていくものと思っております。

○斉藤信委員 私は、学校当局も認めた事実について言っているのですよ。裁判で争われているのではないのです。学校当局がこれを認めているのです。それは暴力ではないのかと。あなたは教育長としてそのことも判断できない。

いいですか。大阪市の高校で事件があったときに、体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についてという文部科学省の通知が平成25年3月13日に出されている。そこでは、体罰と判断される行為という実例があります。授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒の頬を平手打ちする。私が問題にしている生徒は、反抗なんかしていませんが、みんな平手打ちされていますよ。これは明確な体罰ですよ。学校教育法でやってはならないと禁じられている。

もう一つ、別室指導のため、昼食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。被罰者に肉体的苦痛を与えるようなものだ。これも体罰の事例として挙げられています。

まさに最悪の体罰だったのではないですか。私は、事実について、はっきり言います。盛岡一高で行われた部活動顧問による暴言、暴力は、学校教育法が禁じる体罰ではないですか。どっちですか。

○今野参事兼教職員課総括課長 体育教官室での長時間での強い指導があったこと、それ自体は事実ということでございますが、ただ原告の訴えの中では、その中で髪をわしづか

みにするとか……

〔齊藤信委員 「私は、そんなことは聞いていないのだから。何で私が聞いていないことをあなたは言うの。私が聞いたことについて答えてください。」と呼ぶ〕

○今野参事兼教職員課総括課長 (続) そういったやりとりの中で裁判が進んでいるということで、事実関係自体が裁判の中で争われているということですので、それについてはやはり裁判の中で明らかにされるべきではないかと考えているところでございます。

○齊藤信委員 裁判は裁判でしょう。しかし、私が言っているのは、学校当局も認めている、あなた方の調査で明らかになっている事実について、これは暴力であり、体罰でしょうと言っているのです。そういう判断できないのですか。だったら、あなた方は体罰なんて指導できませんよ。

教育長、私は学校当局も認めている事実について、これは暴力、暴行以外の何ものでもない、学校教育法が禁じる体罰でしょうと聞いているのです。お答えください。

○高橋教育長 2時間以上の長時間にわたって強い指導をしたという、その事実関係については学校も認めております。ただ、これが体罰に該当するかどうかも含めまして、現在裁判の中で争われており、これは今後の裁判にも大きく影響いたしますので、発言は控えさせていただきます。

○齊藤信委員 だから、私は沿岸部の高校の話をしたのです。教師の暴言が生徒を鬱状態に陥らせて、不登校まで陥る。これは重大事態ですよ。そういうことが現実に行っている。盛岡一高でも同じことが起きたのではないかと、学校教育法の実例を示して聞きました。平手打ちをするのは体罰、別室指導のため別室に留め置き、一切外に出ることを許さないのも体罰。だったら体罰だったでしょう。そういう判断もできないのですか。私は、裁判で争われていることを聞いているのではないのです。学校の中で起きた体罰、暴行、暴力、これにあなた方がどう誠実に対応するかを聞いているのです。どうなのですか。

○今野参事兼教職員課総括課長 学校教育法に基づきます文部科学省の通知の中でも体罰の例示というものがあつて、確かに長時間の立たせっ放しの指導、そういったものが一般論として体罰に該当し得るということについてはそのとおりとは存じますが、ただ今回の事案における教官室での指導の具体的な内容につきましては、原告と被告の間で争いがある部分でございますので、今回のこの事案が体罰に当たるかどうかということについては、差し控えさせていただきたいということでございます。

○齊藤信委員 裁判になると、本当にあなた方は機能麻痺してしまう。では、この顧問の教師は、最初は全面否定していた。しかし、生徒も、ことしの調査ではびんた、平手打ちを認めた。裁判でも認めた。先生はうそを言っていたのではないですか。そして、これは学校の対応を間違させたのではないですか。私は、びんたを、暴力を認めていたら、これはきちんと解決できたと思いますよ。教師がうそをついたのではないですか。

○今野参事兼教職員課総括課長 うそをついていたということではなくて、当初は確かに

学校と、それから生徒側の間で、生徒側の質問に対して一切手を出していないと答えていたということではございますが、ただそれにつきましては、訴状にもありますような髪を引っ張って頭を揺するとか、バレースューズの裏で腹を蹴り上げるとか、そういった行為の有無について答えていたということでございます。

○**斉藤信委員** だから、顧問の教師は、当初は平手打ちも含めて全面否定していたのです。学校はその立場で、体罰はなかった、暴力はなかったということで対応したのです。だから、この問題は解決できなかったのですよ。そこに一番の初動の誤りがあるのです。沿岸部の高校のように、あるいは先ほど樋下委員がお話したように、少なくとも部員全員に調査したらわかったことです。そういう調査もしなかった。まともに調査していないではないですか。そして、学校の対応を誤ったからここまで来たのですよ。教師のこの証言は事実と違っていましたね。そして、そのことによって学校の対応が間違ったと思いませんか。

もう一つ、医師からPTSDを発症したと指摘された。いわば医学的な見地で、生徒の不登校は学校における部活内で指導教員のさまざまな言動が外傷体験となり、同年9月下旬ごろから上記を発症した。高校在学中は恐怖心強く、登校困難となり、卒業後は秋頃になるとフラッシュバック症状に悩むことが多い。現在も通院加療中であるという診断書が出ました。医師のこういう医学的、科学的な診断について、あなた方は無視したということになりませんか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** PTSDの診断については、先ほど答弁させていただいたとおり、平成21年12月の時点で学校側に情報提供されていたということではございますが、それにつきましては、訴状にありますような、いわゆる髪をつかんで頭を振り回すとか、バレースューズで腹を蹴り上げるとか、そういった行為自体を前提にした上での診断ということではございまして、その基本的な事実関係についての認識について違いがあると考えています。

○**斉藤信委員** 今の議論の中で明らかになったのは、教師の全面否定の根拠は崩れた。そのために学校の対応が間違った。もう一つは、医師がこの生徒の不登校の原因は部活動内で指導教員からの数々の言動が外傷体験だと診断した。こんなに生徒が苦しんでいるときに、あなた方は二重に重要な事実を無視した。本当にこれは許されませんよ。

裁判を理由にこの真相究明を回避するというのは二重の誤りですよ。私は、徹底して、保護者が求めるように真相究明すべきだと。残念ながら今のあなた方の対応では、県教育委員会にはできませんから、第三者委員会を設置してやらないとできないのではないですか。

○**高橋教育長** 今回のこの事案は、この生徒が在学していた当時から7年の時間がたっているという中で、事実関係を明確につかみ、できる限りそれを明らかにしていくというのは、我々の責務というような基本的な考え方に立ちまして、その事実関係をできる限り明らかにしてきたつもりでございます。

そういう中で、原告の保護者の方々の思いというのが、なかなか接点を見出すことができず、昨年9月に訴えが提起されたということをごさいますて、これはその事実関係を明らかにするためにも、裁判を通じて、こちらのこれまでの調査結果等もきちんとお伝えしていくということが必要だということも含めまして応訴したということをごさいますので、その辺の事情について御理解を賜りたいと思います。

○**斉藤信委員** これで最後にしますが、民事訴訟でも事実関係の確認を行った結果、訴状にあるような暴力行為はいずれも確認されなかったことから応訴して、原告の請求の棄却を求めていくと。私は、この県教育委員会の立場は完全に崩れていると思います。しかし、裁判を理由にまともに事実を見ようとしない。これが今の県教育委員会の実態ですよ。

商工文教委員会として、こういう状況の中で第三者委員会を設置して、この真相究明を求めるといふ決議を上げるように、委員長にお取り計らい願いたい。

○**高橋但馬委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** 再開いたします。

ただいまの件につきましては、各会派で持ち帰り協議のため、あす再度委員会を開催し、引き続き協議することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、あすは東日本大震災津波復興特別委員会終了後、開会いたしますので、当委員会室に御参集くださるようお願いいたします。

この件に関しては、あしたということになりましたが、この際発言でこの案件以外がありますので、それについては引き続き今やりたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員** 私からは、9月30日ぐらいに文部科学省のほうから学力低下対策に図書館を活用をし、図書館を拠点にして学習機会をつくる事業を展開する方針だというようなことが出ております。それは、貧困に陥りそうな小学生とか、そういった子供たちを対象に事業を展開するという方向性が出されておまして、私も以前質問したことがあるのですが、特に岩手県内の貧困家庭の子供は、図書館とか、博物館、美術館、そういった生涯学習施設に行くためには親の支援というか、親御さんが送っていくとか、そういったことがない限り行けないというのが、子供たちが直面している現状であります。ぜひ小学校とか中学校のうちに、学校教育、または学童とかというところとちよつと違う方向になりますけれども、学校教育の中で図書館、美術館、博物館を積極的に利用するような取り組みをしていくべきだと思っております。文部科学省のほうもこういった形で方針を出していますが、来年度に向けて、県のほうでもそういったことに取り組んでいく方向性があるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○**藤岡義務教育課長** 学校図書館の利活用につきましては、これまでも学習指導要領の中

で、授業等で活用するようにとされており、各学校で授業または総合的な学習の時間、または課外授業の時間も使って、さまざまな読書活動、または図書館を利活用した学習の活動というものが行われているところでございます。

委員御紹介のありましたとおり、さきの10月に学校図書館の整備充実についての概要というものが文部科学省のほうから出されております。これは、次期学習指導要領に向けて、学校図書館の充実をさらに図っていかなければいけないのではないかとということで、学校図書館については学習の場、読書の場、情報発信の場という三つの機能を持つことが望ましいとされているわけですが、次期学習指導要領の中で話が出ているアクティブラーニング等にもかかわりまして、より一層、学校図書館を使った読書活動、または学習活動の充実が望まれているところでございます。

本県といたしましては、現状の学校図書館の利活用を一層進めるということで今は進めている段階でございますけれども、今後、国の動向等も見ながら、より一層子供たちが使いやすい図書館になり、学習の場でも広がっていきけるよう学校に対して指導してまいりたいという考えを持っているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 学校図書館に関してはわかりました。私がお話ししているのは、学校の図書館だけではなくて普通の図書館も含めて、高校中退者にも、例えば高卒程度の試験の勉強を教えたりして、学力の向上に役立つようなことも書いてあるわけです。学校図書館だけ充実するというのではなくて、何らかの事情があって学校に行けなかったりした子供たちが、例えば高校に入らなかったけれども、やっぱり何か勉強してみたいというときなどに行く場所として図書館があるのだけれども、多分小中学校のときに行った経験がなければ、こういった図書館とか博物館とか、自分の知識を得るための施設を活用するのだという経験すらない子供が、結局子供の貧困の層ではないかと考えます。

私の町でも、貧困というわけではないのですけれども、母子家庭とか、ひとり親家庭の子供というのは、どうしても図書館のある位置から遠いと自力で行けない。そうすると、親が忙しければ町の図書館ですら行ったことがないという子が実際にいます。貧困層でない親を持つ子供は図書館にも行ったことがある、博物館にも行ったことがある、そしてさまざまな知識を得ることができるのだけれども、子供の貧困と言われるそういった層の子供たちは、それすらも機会を失ってしまっている。そういった機会を周りの地域だったり教育委員会で、つくってあげないと、そこからも格差が広がってしまっているのではないかと現状を実際に私の周りでも感じているので、そういった意味で私は質問したのです。

普通の公立の図書館、県だと美術館とか博物館とかありますし、県立図書館は盛岡駅の近くにあって、いろんな知識を詰め込もうと思えば詰め込めるような、ああいう無料の施設があるということ自体を小さいうちから教えていくということは、非常に重要ではないかと考えていますので、そういった生涯学習の施設を学校教育で活用するという方向性があるのかどうかということでお聞きしました。そこについてお伺いします。

○松下生涯学習文化課総括課長 委員御指摘のとおり、図書館を初めとした博物館、美術館という社会教育施設に行く機会を確保していくことが我々も重要だと思っております、小さいうちに、例えば美術館では本物に触れる機会ですとか、図書館に行けばいっぱい本があるわけがございます、そういう場の利用の仕方とかというのをできるだけふやしていきたいという思いはございます。図書館では各市町村立図書館もございますので、市町村の教育委員会と連携を図りながら、社会教育施設がより一層活用されるように取り組んでまいりたいと考えています。

○ハクセル美穂子委員 文部科学省のほうでもこういう形で動いています。東京とかの都市部と違い岩手県はとても広く、電車ですぐ移動できるような場所ではないので、自転車で移動しても図書館まで四、五キロメートルある子供も実は結構いると思います。学校の活動とか学童とかの活動の中になるのかと思いますが、そういった子供たちにもこういう施設があるのだよ、こうやって活用していくのだよということを教えていくことも非常に重要なので、ぜひ今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一点は、高校再編に関してです。前にも何回か質問しているのですが、都市周辺部の再編計画の中で学級減にはならなかった高校だけれども、定員の半分ぐらいしか満たしていない高校が私の地元にもあります。そういった高校について、どうやってこれから募集人員を確保するとか、学校の特徴を出していくため市町村と県教育委員会が一緒になって取り組んでいってもらいたいという質問をしたときに、これからやりますというような形の御答弁いただいたのですが、今の取り組みの状況についてお伺いいたします。

○木村高校改革課長 閉会中の常任委員会でお話がありました件でございますけれども、8月下旬に雫石町、そして雫石高校を訪問して、町としての学校の入学者の支援に向けた意向とか、あるいは来年度の志願者の見込み等についての意見交換をしたところでございます。今月にもさらに意見交換をすることとしておりますが、魅力ある学校づくりを話し合う場の設置など、町の意向を踏まえた上で、地域の高校の魅力づくりにつながるような取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 県として、例えば都市周辺部にある高校の役割というのはどのように考えていらっしゃるのか、その点について追加でお伺いします。

○木村高校改革課長 今回の高校再編計画の中では、学校の規模という面で教育の質を確保するとともに、地域の高校で学ぶ機会の保障の関係という部分を双方見きわめた上で策定しているということがありますので、そういった地域の学校で学びたいという意向をなるべく生かすような取り組みということで、市町村のほうと連携してまいりたいと考えているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 では、方針としては、地域の考え方で特徴を見出していくということなのでしょうか。県教育委員会として、例えばこの地域に関してはこうなのかなとか、そういったことは具体的に考えてはいらっしゃらないという答弁と理解してよろしいのでしょうか。

○木村高校改革課長 県教育委員会といたしましては、県立高校全てを設置運営しているという形になりますので、特定の高校についてだけ普通科でこういう形でいうところを出すというのも難しい部分がありますので、そこは地域の皆さんのほうと十分連携し、地域を支えていく人材を育成していく場ということも考慮しながら、そういった取り組みをしてまいらなければならないと考えております。

○ハクセル美穂子委員 地域の意向も酌んでいただくということは重要なことだとは思いますが、この間商工文教委員会の全国調査でも見せていただいた京都府の高校は昼間定時制の高校でしたけれども、あぁいった子供たちが入ってこられるような学校にするとか、地域、地域の特徴を県もきちんと把握して、どういった学校が都市周辺部に必要でここは残したのだというような考え方がしっかりしていないと、ただただそのまま残しても、また入学者が少なくなりましたから、ではあと学級減しますよというために、ただ残していたのではないかと捉えられてしまうこともあると思います。

実際に残してもらったけれども、今年も80人の定員中、入学者が40人になりました。では、また来年入学者が40人であれば、学級減になってしまうのかなという危機感だけが地元にはずっと残っているような状態です。どのように都市周辺部の高校を守り立てていくのかとか、地域にお任せしますだけで本当にいいのかと私は感じますので、県全体を見て、ここの地域に関してはこうなのかなというような具体的な部分ももうちょっとビジョンとしてあってもいいのではないかと思いますので、その辺はこれからも研究していただきたいと思います。

○工藤誠委員 何点かお伺いしたいと思います。

最初に、小中学校の学校統合の関係ですけれども、私の町でもことしの4月には中学校が統合して、町内2校体制になりました。多分これ以上は減らないと思います。それから、来年4月には小学校が1校統合しまして5校体制になるかと。そういうことで、どんどん小中学校の統合が進んでいくわけですね。盛岡地域とか滝沢地域とか都市周辺部の学校は違うのかもしれないのですけれども、私たちが住んでいる県北地域のほうは、小中学校が地元にあるかないかということが地域にとっても非常に大きな役割を果たしていると思うのです。

それで、子供の数が減っているからやむを得ないわけでありましてけれども、当然県教育委員会もそういうことを先に考えて再編計画もつくったわけでありましてけれども、統合しても、例えば前の小学校区で取り組んでいた伝統芸能であるとか、地域のスポーツであるとか、そういうものは統合前の地域で進めて、一緒に子供たちとやっていきたいという思いがあります。そういうことで、どうこうということではないのですけれども、教育長から、今の小中学校の全県的な流れも踏まえて、今後どのように支援とかをしていけばいいかということで、まず所感をお聞きしたいと思います。

○高橋教育長 小中学校の統合の関係ですけれども、今委員からお話ありましたように、それぞれの小中学校、特に小学校はそれぞれの地域のコミュニティーのよりどころという

ような役割も大きいと思います。これは、学校行事の運動会だとか文化祭を地域の人たちが楽しみにしていて、そしてまた地域の子供たちの元気な姿を見ることによって、地域の皆さんが元気になるという期待が極めて大きいというように思っています。ただ一方で、子供たちの成長のためには、一定程度の集団の中でさまざまな共同作業だとか、いわゆる競技での競い合いとか、いろいろな集団生活をやる中で子供たちは育っていくというように思っています。そういうこと等を含めまして、各市町村のほうで地域の皆さんと学校統合について徹底した議論がなされた結果、その方向性として学校統合が選択されたというように状況にあると思っています。

ただいま申し上げましたように、さまざまな意味で地域とのかかわりがある学校は強いということでございます。お話のありました伝統芸能につきましても、学校統合した後でも、可能な限り伝統芸能を引き継ぐというようなことも含めて、学校教育の中で後継者等を育てていくというような視点も極めて大事だと思っています。ただ一方ではその担い手となる子供たちの絶対数もありますので、何を優先的に取り組むか等も含めて、学校側ではさまざまな議論がなされているというように承知しています。

県教育委員会としましては、学校教育の中だけではなくて、地域とのかかわり等を含めて総合的な対応が図られるように、市町村とともに考えていきたいというように思います。

○**工藤誠委員** この問題は、子供が減っていく中で、10人とか20人でも学校として存続できるかと言われると、なかなか難しいのです。とって、地元の人にすれば、なくしたくないということもあるし、その辺の状況はなかなか厳しいと思います。

それで、統合後に残された学校の校舎、体育館とかがあります。教育財産から普通財産に引き継いで、壊すことはできるのですけれども、一般的に教育財産の場合の耐用年数、補助金を活用した場合の補助金適正化法で返還金が生じる年数というのは何年でしたか、そこを確認します。

○**佐々木学校施設課長** 補助金適正化法の規定はございますけれども、近年におきましては、統廃合が進みまして空き校舎等がふえてまいりましたので、積極的な利活用を図る観点から補助金返還については極めて弾力的に、返還をしないという方向で運用されております。近年補助金返還の事例はございませんので、できるだけ利活用の希望がある場合には積極的に活用していただきたいと考えています。

○**工藤誠委員** わかりました。ちょっと私も勉強不足でございました。以前は地域再生化計画みたいなものをつくって、福祉施設として使ったりとか、産直施設なんかで使ったりとか、さまざまありましたけれども、基本的に補助金返還がないということでもあります。

それで、取り壊しに当たっては、公共施設等総合管理計画なんかがありますよね。それで、計画策定に要する経費について特別交付税で全部見てもらえると。そして、今まで全く起債が認められていなかったものも、2年ぐらい前かと思いますが、起債を使えるようになった。それはいいのですけれども、基本的には借金して壊すよという話ですよ。そこにはどうしても、地方交付税のバックアップがないと壊せないのです。私の地元では、

今残っているのが10校ほどあります。それも鉄筋コンクリートづくりの2階、3階建てなので、まともに壊すとしたら1億円とかかかるのではないかと思います。教育的な役割を終えたのですが、文部科学省としては補助制度とか、そういうものは多分ないのでね。そこを確認します。

○佐々木学校施設課長 教育財産から離れてしまいますので、一般的な施設の管理の問題として、公共施設の管理計画の中で処理するものとなります。

○工藤誠委員 わかりました。なかなか大きな財政負担になるので、普通財産に引き継がれても、私の地元の10棟の建物を壊すというと、相当年数がかかるなど、借金して壊さなければならないなというのを実感しています。仕方ないということでしょう。

次に希望郷いわて国体についてですけれども、教育長は岩手県の副団長でした。それで、教育長とは二戸市の剣道の会場でお会いしましたよね。今回の希望郷いわて国体では、私の町ではなぎなたをやって、隣の二戸市は剣道をやって、久慈市は柔道とか、それ以外に空手とか弓道とかということで、武道と言われるものについて非常に活躍が目立ったのではないかと思います。そのことはそのことで一生懸命頑張ってやられたと思っているのですけれども、県教育員会に確認したところ、平成24年度から中学校の保健体育で武道が必修化になっているということですよ。それで、もう4年、5年たつのですか。その結果として、体育の時間だけですからそんな長くはないでしょうけれども、それが高校に行ってもまた武道を続けて、また大学に行っても続けて指導者とかになっていくというようなことが現実にふえてきているのかどうかということが一つです。あとは中学生たちが体育の時間で3年間やるのですか。武道をやることによって、どういう反応を示しているかということをお聞きします。

○八木スポーツ健康課総括課長 まず武道関係の希望郷いわて国体での部分ですが、開催地では一生懸命な取り組みをしていただきまして、特に一戸町においてはジュニアからの発掘をしていただいて、少年も優勝という形で、国体の大成功の要因になったと思っております。

武道の指導者がふえているかということですが、各競技で特別指導者を、特に保健体育といえはその指導者を採用するということではございません。ただ県警察等によると、武道等の採用がふえているということですので、学校教育に限らず、県内の指導者という部分では結構充実してきているのではないかと思っております。

それから、武道を実施した学生の反応ですが、特になぎなたをやっている一戸町では、余り接したことのない競技ということもあって、私が伺っているところでは、中学校などの反応はいいと伺ってもおりますし、県全体の話ですけれども、武道そのものの必修化によって、非常に礼儀などが重んじられた形で、落ちついた子供たちが出てきているというふうに我々は捉えています。そのような子供たちを育てるためにも、県教育委員会としては、さまざまな武道等に関する講習会等も行いながら、指導者にそういう子供が育つような形で取り進めているところでございます。

○**工藤誠委員** 自分の町の自慢をしてしまいましたけれども、そういうことではなくて、柔道とか剣道とか空手とか、弓道は中学校にはないのかな。柔道、剣道が主流だと思うのですけれども、特になぎなたということについては、サッカー、バレーボールとかそういうものと比べると地味といいますか、そういう競技で競技人口も多くないので、今後ふやしていかなければならないとは思っています。いろんな意味で御支援をいただければありがたいと思います。

次に、8月2日の常任委員会に引き続きまして、また北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録について伺います。8月2日から3カ月が過ぎました。来年5回目の挑戦に向けて、いろんなワーキンググループも動いているようです。その中で、9月23日に秋田市で、4道県、それから17構成資産の自治体の担当者が集まった会議で、来年度の挑戦に向けて方針確認をされたみたいですね。

それで、ちょっと新聞だけを見ていると、17構成資産でいきますよということは理解しましたが、それ以外に4回目と5回目では何がどう違うのか、どこをどう変えるのか、それがよくわからないのです。松下生涯学習文化課総括課長も行かれたと思うので、細かいところまでは結構ですから、重要なところを3点ぐらい、ここをこう変えるのだということを書いてください。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 今御指摘ございましたとおり、9月23日に北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録推進会議というのを開催いたしまして、その中で今年度、文化庁の文化審議会から示された課題への対応をどうやっていくかということ等、議論したところでございますけれども、そのほかにも文化庁から指摘が出た後、関係者が文化庁に行きまして、意見交換等に何度か行っております。どこをどう変えるのかというのを、まさに今具体的に検討しているところでございます。昨年度におきましては文化庁の説明の中に、縄文遺跡は日本文化の基層なのだということを書いて、縄文遺跡群の価値ということを明確にしていこうということをつくっていったわけですが、そこがなかなか文化審議会の先生方、審査する側の委員の方々には御理解いただけなかったということもございます。今文化庁とも何度かやりとりしておりますが、どういう方向で変えていくのかというのをさまざまな意見を出しながら検討しているという状況でございます。今文化庁から示された課題がございますので、それに答えていけるように一つ一つ積み重ねながら、推薦書の改訂をやっていくということで考えています。

○**工藤誠委員** 総括課長、それで間に合いますか。ことしもあと2カ月切りましたよね。そして、年が明けたら、3月には素案を出さなければいけないでしょう。岩手県だけの話ではなく、4道県ですり合わせをしなければならない。今そのことについて話し合いをしています、検討していますということですが、実際の話、それで間に合いますか。まだ課題の把握もされていない。今の話は、文化庁から指摘されたことについて整理して情報共有しているぐらいの話でしょう。推薦書はそんなに簡単に、ぱっと1週間くらいで書ける

ものですか。

○松下生涯学習文化課総括課長 先ほどの説明が雑駁過ぎたと思います。失礼いたしました。文化庁から示された課題につきましては、8月上旬に文化庁に伺いまして、どういうふうに理解していけばいいのかというのを意見交換しておりまして、その後、文化庁の関係者も含めた打ち合わせは3回行っております。その中で九つの課題が示されたわけでございますけれども、特にその中の主な課題といたしましては、顕著な普遍的価値のわかりやすい説明、世界史の中で縄文遺跡群がどういう文化なのかというのを明確に示すこととすとか、あとは今顕著な普遍的価値として主張しております定住の達成、環境への適応というところが普遍的なテーマでありますので、そこに価値があるのだということの論理を明確化しろということ、それに基づいて構成資産をしっかりと形成していくようにということを示されております。その具体的な検討について、4道県で関係自治体が集まって、どのように今の推薦書を整理していくのかという作業をまさにやっております、我々からもうこういうことで整理してはどうだろうかという意見は出しております。今御指摘ありましたとおり、年明けの3月には推薦書を出さないといけないということで、昨年度よりも作業を前倒ししながら、今具体的に調整しております、まさにあしたも関係自治体が集まるワーキンググループで、来年度の推薦書をどういう形にしていくのかという議論をする予定になっております。

○工藤誠委員 それを明確に説明していても、17構成資産を過不足なく説明できるのか、そのように文化審議会から指摘されているわけですね。文化庁の調査官と一緒に現場も行って、担当者も集めて一生懸命になって、ああではないか、こうではないかとしゃべってつくった推薦書案を、いざ文化審議会に持っていったら、これはだめだ、まだ足りない。何か変な話ですね。文化庁の調査官と一緒にやって、逆にアドバイスも受けている話だと思います。だから、明確にどこをどう直せばいいのですかということをして1度しっかりと聞いてみたらどうですか。今みたいに顕著な普遍的な価値といても、さっぱりわからなくなってきましたよ。ここだと、これが価値なのだということをしっかりと明確に示さないと説得力も何もないのです。

総括課長、推薦書の素案を見たことがありますか。ありますよね。あれは大きく分けて、前半が遺跡の価値の説明で、後半が保存管理ですよ。遺跡の価値の説明なんて、大したものないですね。ページ数なんかも、行数も大したことない。あとは写真とか地図とか、そういうもので埋められているものですよ。あの中で本当にわかってもらうというのは、私は非常に難しいことだと思っています。縄文の遺跡を見てくださいと、総括課長のルート通じて、ぜひ現場に来てもらってください。その上でやっぱり御判断いただいたほうがいいと思います。とてもあの推薦書だけで、たった1時間かそこらで、全部は無理な話だと私は思いました。いずれ今はまずその作業のさなかだということはわかりましたので、早く早く進めていただいて、4道県のすり合わせをお願いしたいと思います。

それで、一戸町の御所野遺跡については何か指摘されていることがありますか。

○松下生涯学習文化課総括課長 個別の資産について、この資産がああだこうだという指摘は出ておりませんが、唯一出ているとすれば、道路の計画がある資産ですとか、今現在道路が資産の近くを通っているとか、そのあたりの調整が必要だというのが文化庁の指摘の中で出ておりますけれども、御所野遺跡自体に個別の指摘は出ていないところでございます。

○工藤誠委員 御所野遺跡の中で、外国の方が来たときもそのように言われたそうです。遺跡の東の村というのですけれども、そこに高压線が通っていますよね。ご存じだと思うけれども、両側に鉄塔があって、あれが一番問題だと。私が一戸町役場に行ったときに聞いたら、東北電力から1億円ぐらいかかるという話をされたそうです。詳しくはその後、まだ聞いていませんけれども。いわゆるバッファゾーンとか、それから青森県の三内丸山遺跡もそうだけれども、周りにぐるっと木を植えて、免許センターが見えなくなったし、あとは鉄塔も茶色く塗りましたよね。三内丸山遺跡もすごくよくなりました。そういうことから考えて、鉄塔移設について、県としてどう考えているかということと、財政的な支援をするお気持ちがあるかどうかを確認したいです。

○松下生涯学習文化課総括課長 各構成資産、それぞれ保存管理については大なり小なり課題を抱えているところでございまして、今御指摘の鉄塔につきましても、確かに御所野遺跡の保存管理の課題だと捉えているわけでございますけれども、そのかかる費用の面もございまして、鉄塔を移設する前後の関係ですとか、さまざま問題が出てきて、すぐにこれを移設するというのは難しいところではございますけれども、関係者とも協議しながら、よりよい保存管理の状況になるように努めてまいりたいと考えております。

○工藤誠委員 岩手県に1個しかない遺跡ですから、ぜひそういう支援をしていただきたいと思えます。あれがなくなれば環境的に万全ですから。

それで、今までは遺跡の関係をお伺いしましたけれども、今度はいわゆる県民運動の盛り上げということについてお聞きしましょう。今度11月21日に世界遺産サミットがあるようですよね。それから12月18日には縄文世界遺産フォーラムがあるということで、年末に向けてはいろいろな動きがあるようですけれども、平成28年度になって何か国に対する要望活動だとか、これまでに何かそういうことをしましたか。

○松下生涯学習文化課総括課長 今年度に入ってからでございますけれども、まず文化庁の文化審議会の結果が出る前に、県民運動として、全国に向けても縄文遺跡群の価値を発信するというので、4道県連携をして、縄文遺跡群を今世界遺産登録に取り組んでいるというような新聞広告を打ったり、または映像資料の作成等をしております。年末になりますけれども、この後県と一戸町が協力しながらフォーラムの開催を予定しておりまして、機運の醸成という面につきましても頑張ってお手伝いしてまいりたいと考えております。

○工藤誠委員 総括課長の揚げ足を取るような言い方で申しわけないのですけれども、4道県の中で岩手県は県民運動の盛り上げがおこなわれていると思えます。というのは、こういう話を紹介します。10月19日に県立博物館で、縄文遺跡に係るというよりも世界遺産登録

に向けての講演会がありました。私の地元の専門家が行ってお話ししたようです。その中に岩手県文化財愛護協会の方がいらっしゃった。その理事長が質疑の中で、縄文遺跡群の世界遺産登録の取り組みはどこが中心になって行っていますかという御質問をされたそうです。全体は北海道、北東北の4道県が共同でやっていますよという話をして、岩手県は県教育委員会と一戸町が一体となってやっていますと説明したのだそうです。そうしたら、そうですか、県教育委員会が運動を進めているのですかということに驚いておられたということを知っています。これは、メールの原文ですけども。一般の県民であればそれはわからない方もいるでしょう。岩手県文化財愛護協会という専門家の皆さんですよ、そのトップの方が縄文遺跡群の世界遺産登録についてどこが担当しているかわからないというのは、県民運動についてはそれだけあなたたちの対応がおくれているということではないのですか。岩手県世界遺産保存活用推進協議会だって、いつもやるのは毎年3月ぐらいだそうではないですか。県と平泉町と釜石市と一戸町、それでただ単に活動の内容を報告して、ほとんどその大半は平泉の話で終わってしまう。それでは、その姿勢が問われますよ。総括課長はわかっていると思いますけれども、私が3道県を回ったのを知っているでしょう。本当の話をするれば、私は本当に肩身が狭かったです。やっぱりもっと積極的に取り組んでいただきたい。遺跡の推薦書の部分は専門家をお願いして、一生懸命頑張ってもらいましょう。でも、我々県民として、まして岩手県の1個の代表として出ているわけだから、それをぜひ頑張らしましょうよ。青森県任せ、青森県頼みではなくてね。それをお願いしたいと私は思っていますので、これからの県民運動の盛り上げをどうするか、そこをしっかりとお答えください。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 今御指摘いただきましたとおり、機運醸成という面ではまだまだ取り組むべきことが多いのかと認識しておりまして、これから4道県で連携すること、あとは岩手県でできること、さまざま考えながら、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた機運醸成というのを積極的に図ってまいりたいと考えています。

○**工藤誠委員** 最後にします。いろんな動きが出てきていますよね。ユネスコの世界遺産登録については、年間の登録件数を減らすという話もある。それから、ユネスコの分担金を日本が支払いを留保しているという大きな問題もある。なかなか難しい事情があるのでしょうけれども、そのことは置いておいて、まず我々が取り組むべきは、とにかくしっかりと推薦書をつくって、そして県民運動を盛り上げていくのが必要だと思っています。そして来年は、このままでいけば縄文遺跡群と、新潟県の佐渡の鉾山、それから大阪府の百舌鳥・古市の古墳群、この3者だろうと言われていています。この中で一番登録暫定リストに登録になったのが早いのは縄文遺跡なわけです。最後ですから、教育長に伺いましょう。よもや暫定リストに縄文遺跡群より後に登録された所に抜かれるということはないですよ。そこだけ確認して終わります。

○**高橋教育長** 暫定リストに登載された順位が重視されて国内推薦を出していくというルールはございませんので、縄文遺跡群が最初に登載されたことをもって優位だという考

えを持つというのではないと思っています。ただ、この縄文遺跡群に対する期待、特に県北地域の皆さん、そしてまた岩手県民の皆さんの期待というのは、大きいと思っておりますので、何とかそれを実現すべく、今4道県とさまざまな調査研究とか、課題に対する対応を話し合っているところでございまして、しっかりした形をつくって、できるだけ早く世界遺産登録が実現されるように関係道県、一戸町と力を合わせてやっていきたいと思っています。

そしてまた、今御提案のありました県内での啓発等々についても、これもまたどういうことが必要か、そういう点も含めて検討した上で実施していきたいと思えます。

○千葉進委員 喫緊の課題で、まず一つ目ですが、高校3年生の進路で、9月に就職試験があって、そして今月は、推薦入試という状況の中で、来年すぐにセンター試験があるという形になっているのですけれども、新聞報道ではセンター試験等がいろいろ変わるとかいうのがありますが、そこはまた次回に譲らせてもらいます。被災地の高校を使っでの受験が来年可能なかどうか。そしてまた、今まで被災した高校3年生たちのセンター試験の受験料を補助していた経緯があったはずですが、そういった部分がどうなっているのか。差し迫った分で、そこを確認させてください。

○岩井高校教育課長 センター試験の被災地の臨時会場の継続につきましては、毎年、大学入試センター、岩手大学、県立大学等の関係大学へも要望しておりまして、平成29年度入試につきましても、これまでどおり継続して、受験料に配慮するというように8月に発表されております。平成30年度につきましても同様に要望はしてまいりたいと考えております。

○千葉進委員 再来年度分は要望するにしても、来年度に関しては大丈夫ということで捉えてよろしいですね。

○岩井高校教育課長 はい。

○千葉進委員 8月ということでしたら、多分学校のほうには連絡がいつているのだろうと思います。

ちなみに、釜石高校と大船渡高校、両方でいいのでしょうか。

○岩井高校教育課長 会場につきましては、釜石高校会場と大船渡高校会場を継続して実施することになっております。

○千葉進委員 では、引き続いて再来年度の分までよろしく申し上げます。

二つ目ですが、希望郷いわて国体は、大変御苦労さまでした。また希望郷いわて大会とも御苦労さまでした。ありがとうございました。その後の部分で、この季節ですので人事異動が非常に気になっています。国体に伴って臨時という形で採用になっていた方々もいるわけですが、そういった人たちがどうなっていくのか。人事についても一つ聞きたいと思うので、国体にかかわって採用になっていた方々の大まかな人数と、今後についてお知らせください。

○小田島県立学校人事課長 高校の分でございますけれども、国体補充で講師に任用され

ている人数が8名でございます。それ以外の任用は、週29時間での非常勤対応ですが、15名を任用しているところでございます。その方々の国体終了後ということでございますが、今年度いっぱいはそのまま継続して任用ということで考えております。

○荒川小中学校人事課長 小中学校につきましては、国体に特化して任用したというところはございません。現在勤めている学校の管理職であるとか教諭にコーチをお願いしているところで、小中学校合わせて17名と認識しております。

○千葉進委員 ぜひその方々は、今後の部分でもありますので、何かの場合はよろしくお願ひします。再任用を私も半年やりましたけれども、これからが人事異動の季節ということで、再任用もありという状況の中で、来年度に向けての採用が決まっているかと思ひます。小中学校、高校、そして特別支援学校、養護教諭、その方々の新規採用者の人数及び臨時採用者の方々の比率、そういった部分がおわかりだろうと思ひますので、よろしくお願ひします。

○荒川小中学校人事課長 2017年度の新規採用者の状況について、小中学校でございますが、前年度よりも60名増の210名の採用を予定しております。新卒者と講師の合格者の割合につきまして、小中学校のほうはここ数年間ほぼ同数でございます、新卒者、講師は半々ということで推移しておるところでございます。

○小田島県立学校人事課長 高等学校でございますけれども、採用予定者数が55名で、そのうち、現在講師をしている者が33名、6割でございます。それから、特別支援学校でございますが、採用予定者数が35名で、そのうち、現在講師をしている者が25名で、約7割でございます。

養護教諭につきましては、くくり募集ということで、小中学校、県立高校をくくっての募集でございます、34名の採用を予定しておりますが、そのうち、現在講師をしている者が7名で、約2割でございます。

○千葉進委員 新規卒業者という形で、若い方々の息吹も必要なのですけれども、学校現場でいろいろ経験なさっている方々の採用ということをずっとお願ひしてきた経緯もあります。ぜひ今後ともよろしくお願ひします。また、小中学校のほうは採用枠が多くなっているのですけれども、県立高校のほうの採用が厳しいかなという部分があります。ぜひこのところ、これから御配慮をお願ひしたいと思ひます。

それから、次ですけれども、特別支援学校についてお伺ひします。盛岡となん支援学校が矢巾町のほうに移転し、その跡地には新しい特別支援学校がつけられることが決まったということです。次に釜石祥雲支援学校はどうなっていくのですか。かつて私がこの議会に来る前に、議会においても2回ほど請願が採択されていますが、釜石祥雲支援学校の移転について、その後どういう動きがあつて、どうなっているのか。そして、今後どうなっていくのかということでお願ひしたいと思ひます。

○佐々木特別支援教育課長 これまでの請願採択状況についてでありますけれども、釜石祥雲支援学校は、当初国立療養所釜石病院に入院する児童生徒の学籍保障のためというこ

とで、病弱児を対象として設置されたことから、大きな運動施設などの設備の設置が図られてこなかった経緯があります。その後、平成10年度から高等部設置、また地域の学校への通学が可能となるように、平成20年度より対象障がい種を知的障がい、肢体不自由も対象としたことにより、児童生徒数の増加等に伴う学校環境の整備が課題となってまいりました。そのようなことから、平成12年12月及び平成26年6月に移転新築整備を求める請願が提出され、採択されたところであります。平成26年9月に請願提出者、釜石市、県教育委員会などの関係者で構成する釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会を設置し、協議を進めているところでございます。

その進捗状況でございますけれども、協議会において具体的な移転候補地との協議を進め、岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求める会の請願にもあるとおり、グラウンドと体育館の確保、必要な特別支援教室の確保を重点に考え、候補を絞ってまいりましたが、いずれも解決していかねばならない課題があり、引き続き協議を行っている状況でございます。県教育委員会としましては、協議会での合意内容をもとに釜石祥雲支援学校の整備計画を釜石市や関係者との情報共有を図りつつ、検討してまいりたいと考えます。

○千葉進委員 県議会でも請願を採択していますので進めていただきたいと思ひますし、保護者等もかなりせつているかと思うのですが、一つだけ確認させてください。釜石高校に釜石祥雲支援学校の高等部が今あります。その場合には高等部を残した形で作るか、それとも一緒にした形で一つの釜石祥雲支援学校という形でやろうとしているのか。私としては、ぜひ一つでと考えていますけれども、どうですか。

○佐々木特別支援教育課長 高等部に関しましては、今お話がありましたとおり、平成27年4月から、釜石高校の校舎内に移転したばかりでございますので、状況と将来性を検証しながら、今お話しいただいたことにつきましても協議してまいりたいと思ひます。

○千葉進委員 では、最後にもう一つ。県立高校は再編計画という形で今進められているのですが、特別支援学校の再編計画、これはいつどのような形で出されていくのか。私はその部分が、非常に未知数なのですけれども、特にも盛岡みたく支援学校の問題なり、あるいは新たにできる花巻清風支援学校の北上分教室とかがあったりするので、一度やはり、整理という言葉は悪いのですけれども、きちんとした形で方向性を出示していただきたい部分ですので、特別支援学校の再編計画についてお伺いしたい。

○佐々木特別支援教育課長 今お話しいただきました特別支援学校の再編整備計画につきましては、かつて平成22年までのものが実行されてまいりました。その後、障害者の権利に関する条約等の関係で国の制度改革等が進んでまいりましたので、状況を把握していく必要が出てまいりました。その直後に、今度は東日本大震災津波がございまして、その辺で計画が滞っているところが正直なところでございます。現在推進しておりますいわて特別支援教育推進プランが平成30年度までのものとなっております、検証と、次期特別支援教育推進プランの方向性をこれから詰めていくことにしておりますので、考え方、方

向性とあわせて計画を考えていきたいと思っております。

○**千葉進委員** わかりました。先ほどの釜石祥雲支援学校の部分を地元と話をしながら進めてもらいたいですし、特別支援学校の再編計画は、いろんな面で知恵を絞り合いながらつくっていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○**小西和子委員** まず、1点目でございますけれども、文部科学省から出されておりました学校現場における業務の適正化に向けてという通知の中で、一番早く改善しなければならないのは、私は部活動だと思っております。今年度の主要施策の成果に関する説明書の中で、中学校の区分のところですが、家庭学習を計画的に行う取り組みの浸透が不十分であると出されていますよね。これは、部活動が影響していると思うのです。小学校のときはそれなりに家庭学習もやっていた子供たちが、中学校に入ってから部活動漬けになってしまうのですよね。それで、どんどん学習の時間が減っていくというようなことかなと思っていますし、きょうの岩手日報の論壇にもありましたけれども、岩手県は国語も算数も、小学校のうちは学力調査や何かでも結構上位のほうなのです。それが中学校に行った途端に、特に数学などは下位になるということなのですが、同じ子供たちなのですよ。別にそこで子供がすりかわるわけでも何でもなく、同じ子供たちなのですけれども、それはじっくりと勉強するような時間をとれない状態があるのではないかと私自身は思います。

そこで、業務の適正化のところに絡めてですけれども、前回質問したときには、実態把握をしてお答えになりましたけれども、部活動の時間とか、休養日とかの実態把握をすべきだと思います。

それと、休養日については、岩手県中学校体育連盟等で第2、第4日曜日を休養日ということ打ち出して何年かになりますし、ポスターもつくっていますよね。その中には、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会とありますけれども、県教育委員会という文字は入っていますでしょうか。質問いたします。

○**八木スポーツ健康課総括課長** まず、部活動の状況の実態把握ということに関してお話ししますが、小西委員から御意見をいただいたことから、今年度、運動部活動に係る取り組み状況等の実態把握を実施いたしました。その内容につきましては、これは中学校でございますが、学校の決まりとして週に1日または2日の休養日を設定していると回答した学校は約6割です。それ以外の多くの学校は、月に2回の休養日を設定しておりますが、学校として休養日を設定しないと回答した学校に対しては、市町村教育委員会と連携して指導し、改善を図っているところでございます。

それから、次の質問の休養日の第2、第4日曜日の休みに関して、岩手県教育委員会の名前があるかという御質問だと思うのですが、現在ございません。

○**小西和子委員** 県教育委員会も一緒になって、文部科学省からも業務の適正化に向けてというので部活動に特化して文書が出ているわけですので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

次は、性別で分けられない名簿についてですけれども、調査した状況につきまして、速報値でありますけれども、いただいております。この調査の目的と、添書といいたしでしょうか、文書にはどのような内容のものが記されているのかということをお聞きしたいと思います。

○**岩井高校教育課長** 性別で分けられない名簿の調査についてであります。毎年社会全体で男女共同参画社会を形成していく上で、学校においても男女平等の意識を高める指導を行っていくことは重要と考えまして、毎年度調査しております。平成28年度の調査につきましては、県立高校における使用校が昨年に比べ11校ふえて36校、割合として56.3%で、17.8ポイント増加しております。これは、これまで県立学校長会議で促してきたこととか、教員研修のさまざまな機会に周知に努めてきた結果と考えております。

○**小西和子委員** 県立高校の実施率がアップしたのは今お話のあったとおりですね。県教育委員会から直にそういうお話を聞いている校長先生たちはいいのです。小中学校が問題なのですね。高等学校は飛躍的に伸びているのです。11校もふえて、56.3%、もう半数いっています。小学校はまだまだ、36.5%、中学校などは16%となっております。何度も言いますけれども、東北では最下位、あとは最下位グループなのです。最下位グループだった沖縄県が、これはだめだということで、県教育委員会から推進するよという文書を出したそうです。そうしたら、飛躍的に伸びたという報告がございました。ボトムアップというのはすごく大事です。けれども、男女共同参画社会、そして岩手県男女共同参画推進条例も出ているのですから、トップダウンも大事だと思います。

それから、女子が学校に通えなかった時代の名残がこの男女別名簿なのです。世界的には、別名簿というのはインドと日本ぐらいで、他には存在しないということは御存じだと思います。私も教員をしていましたけれども、大人の都合で、そのほうがいろいろと都合がよくて、今までずっと使ってきたのですけれども、全国的にはもう七、八割が混合名簿になっている実態があります。岩手県だけがとり残されないように、ぜひぜひ県教育委員会としても積極的に取り組むべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**藤岡義務教育課長** 学校における名簿の取り扱いについては、ただいま委員から御指摘があったとおり、用途、利便性、先ほど大人の考えでという言葉もあつたわけですが、そういう部分でより効果的に教育を進める上で、そのような形で使用されていると認識しているところです。市町村教育委員会、学校、それぞれの取り組みの中で主体的に判断すべきものと認識しておりますけれども、先ほど御指摘がありましたとおり、岩手県男女共同参画推進条例に基づきながら、本県においてはいわて男女共同参画プランによる取り組みを進め、共同参画社会の基盤づくりを積極的に進めている状況もございます。県教育委員会といたしましては、このような本県の取り組み、また社会の動向の変化等も踏まえて、やはり推進していく必要があると考えているところでございます。ただいまの御提言を参考にしながら、市町村教育委員会との協議、意見交換の場もございますので、そういうところでも話題にしながら改めて検討し、議論を進めていくように働きかけてまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

○工藤誠委員 委員長、議事進行をちょっとお願いします。いいですか。

○高橋但馬委員長 はい。

○工藤誠委員 先ほど休憩したわけですが、そのときに斉藤委員のほうから、一連の盛岡第一高校の関係で第三者調査委員会設置の要望が出ましたよね。これから会派に持ち帰り、あした協議するのですが、その関係で確認したいことがあります。というのは、一つは委員会で会議規則上とか委員会条例上、そういうことを決めることができるのかどうかという制度上の問題を事務局からも御見解をお伺いしたいということです。

それから、もう一つは、あしたの委員会は、そのことをこの委員だけで議論することになると思うのですが、執行部は関係ない話ですよ。執行部も出席して議論するのですか。

そして、最終的には斉藤委員の提案を採決によって決めるかどうか。その3点をお伺いします。

○高橋但馬委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

今の件は、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。